

会報

第164号

◇エッセー

この状況だからこそ、授業で 大分大学長 野村 新

■諸会議事要録

理事会

第1常置委員会

第3常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

大学評価に関する特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■予算・決算

平成10年度国立大学協会歳入歳出決算

平成11年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

国立大学協会

平成11年6月

会報

平成11年6月 第164号

第49卷第2号通巻第164号

平成11年6月号

国立大学協会

●エッセー

この状況だからこそ、授業で 大分大学長 野村 新 ……………5

【事業報告】

■諸会議事要録 (平成11年1月～4月)

理 事 会 (3.18) ……………11

報 告

会務報告

委員会委員長の交代について

特別委員会について

各委員会委員長報告

大学入試センターからの報告

協 議

平成11年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) について

役員・委員の改選手続 (案) について

当面する諸問題について

その他

広報資料 (リーフレット) の作成とエンブレムについて

退任理事挨拶

第 1 常置委員会 (1.19) ……………20

大学審議会答申の法制化について

第 3 常置委員会 (4.13) ……………29

専門委員の委嘱について

報告事項

日本育英会の育英奨学制度 (平成11年度) について

学生の健康のための「保健管理センター」活性化に関する要望につ
いて

教養教育の改善充実と放送大学との連携協力の推進について

職業安定法の一部改正について

作業委員会委員について

第 5 常置委員会・JUSSEP 小委員会合同委員会 (4.21) ……………33

JUSSEP小委員会委員の交代について

ドイツ大学総長会議主催「高等教育分野の改革についての日独セミ
ナー」出席及び同国高等教育機関視察について

「UMAP 日本国内委員会会則」等について

UMAP 理事会及び UCTS の報告について

日米共同事業の概略及び短期交換留学提携校等について

第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会（4.26）	36
専門委員の委嘱について	
平成11年度国立学校特別会計予算について	
医学教育特別委員会（4.21）	39
医学部入試における情報開示について	
医学部入試で生物を課すことについて	
教員養成特別委員会（3.30）	43
国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について	
特別委員会委員及び専門委員の委嘱について	
大学評価に関する特別委員会（2.4）	45
大学評価のあり方について	
大学評価に関する特別委員会（4.2）	49
平成11年度予算の成立と大学評価機関(仮称)の創設準備等について	
「大学評価機関についての論点整理」について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会（2.9）	52
国立大学協会50年史の構成について	
「年表」について	
「50年のあゆみ」の時期区分について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会（3.19）	55
国立大学協会50年史について	
委員の交代について	
諸 会 合（平成11年1月～4月末までの開催会議）	59
【予算・決算】	
平成10年度国立大学協会歳入歳出決算	60
平成11年度国立大学協会歳入歳出予算（案）	61

【その他】

学長等の異動62

編集後記

この状況だからこそ、授業で

大分大学長 野村 新

1. 全国に広がる学級崩壊

最近、小・中・高校でいじめや不登校、保健室登校、校内暴力などに加えて、学級崩壊が起これ、授業が成立しないと言われる。この状態はもはや一部の限られた学校だけで起こっている現象ではないとも言う。情報化された現代的な社会状況では一部の学校の問題や現象が時を移さず一般的傾向として全国的に広がる。教師たちは子どもや学級・学校のこの状態に、戸惑い、なす術もなく立ち往生し、諦め、浮足立ち、新卒の教師だけでなく、中堅の教師も同様に「子どもが分からなくなった」と自信を喪失している。

問題は、この状況に学校も教育委員会も周章狼狽して、それを解消させるための対応策のみに終始して、その本質的解決を図ろうとはしないことである。これまでも子どもの問題行動が起こると、対症療法的な「対策」を立てることに汲々として本質的追求をしないか、それを後回しにして来た。現在生起している問題状況に対しても同様である。学校にカウンセラーの配置やカウンセリングについての教師の研修、保健室の利用方法、生徒指導の在り方、学校と家庭と地域の連携方策などの検討に奔走する。これはこれで極めて重要なことであり、カウンセラーの配置やカウンセリングについての教師研修は遅すぎたくらいで、現状では極めて不十分であり、どんなに推進してもし過ぎることではない。

しかし、問題は、この状況にあって教育委員会等の教育行政機関は、学校教育の中心である授業の在り方については殆ど問題にせず、学校現場や教育学会などでは授業論が影を潜め、教育評論家の論評にも授業論の論議が見えないことである。

2. 自己の存在証明を実感できる授業の創造を

子どもたちは自分の居場所を探し自己の存在証明を求めて喘いでいるのである。われわれ大人は家庭や地域において、子どもに居場所をつくり何としてでも与えなくてはならない。しかし、たとえ家庭や地域に居場所がなく存在感が得られないとしても、少なくとも学校だけは子ども一人ひとりに居場所を保障し存在感を持たせなければならない。もっと言えば、家庭や地域にそれが得られないなら、なおさらのこと学校がそれを与えなければ子どもたちはどこにも自分を生きる場がない。そして、学校においては自己の存在を実感させ存在証明を得させる場は、まず授業である。

物理的にみても、一日の学校生活の中で教師が児童・生徒と関わる時間の最も長いのは授業である。知的・創造的存在としての子どもの本来性から見ても、知的・創造的追求をさせることの出来るのは授業であり、また教育的機能から見ても、授業を基盤にしなければ本質的な生徒指導は成立しないし、授業をいいかげんにしては生徒指導は出来ない。授業を基盤にしなければ、どんな教育的施策も本質的解決にはならない。もちろん、ここで意味する授業は、知識中心の授業や正答主義の授業ではない。

子どもたちは探求的・創造的学習の授業において、新しい知の世界に出会って感動し、その過程で創造性や探求能力を習得し、知の世界を探る喜びを知る。探求的・創造的授業こそ本来の授業である。授業では教材が子どもと教師、子どもと子どもの媒介となる。理科の教材には、自然における「いのち」やいのちを支える摂理が内包されており、国語や社会、算数・数学、美術や音楽等の他の教科の教材には、人間の知恵や人間の弱さ、愚かさ、^{おぞ} 悍ましき、それを超克しようとする人間の生きざまが描出されている。授業において教材の解釈をめぐる教師

と子ども、子どもと子どもとが対立・止揚し、より高次の豊かな解釈を発見・創造して、それぞれ自分自身のより高い次元の認識や思考の仕方や感性を獲得し、知識の体系や価値の体系を変革・拡大して豊かな思想を形成する。その過程で子どもたちは新しい自分に出会い友だちの認識や思考や感性の豊かさを知り、探求的能力を獲得する。その意味で、授業は教材を媒介にして子どもと教師の認識や思考の仕方、感性の相互変革過程であると言えることが出来る。教育実践者・川嶋環は、算数の授業の実践報告で「数式はその子の思想の表現である」と述べている。どちらかと言えば、答えの追究が中心と思われる算数・数学の授業における陳述である。深く重い言葉である。

小学生に「思想の表現」とはオーバーではないかと言う人がいるかもしれないが、小学生には小学生なりの思想の形成や表現が必要であり、それが可能である。むしろ、子どもに媚び、子どもを見くびり思想を形成すべき存在とは見ない教師や親の傲慢・不遜な態度が、知識中心の正答主義の授業を生み、現在の子どもの問題状況を招来したのである。この意見に対して甘い、現実を知らなさすぎる理想論だと言われるかもしれない。また子どもたちの問題状況は家庭教育や現代社会にその要因があり、家庭教育や社会のありようがしっかりしていない現状では、どうにもならないことだと言われるかもしれない。

前述のように、家庭教育の在り方を問い直し地域の教育力の再興を図らなければならないことは論をまたない。また確かに子どもは変わっているし、これまでの子ども観では捉えきれない面があるであろう。しかし、人間存在としての子どもの本来性は不変であり、どんな厳しい状況においても、子どもの本来性に立つ限り教育は展望できる。私はそう思う。人間は本来知的・創造的存在であり学習的存在である。また人間は自分をつくり自分を生きなければならない存在であり、

他の誰でもないこの自分でありたいと願う。人間存在としての子どもにおいても同様である。授業で子ども一人ひとりがそれを実現するとき存在感が生まれる。知らないことを知り，分からないことが分かり，出来ないことが出来て，さらに自分固有の知り方・分かり方・出来方を創造・発見して，新しい自分に出会い友だちの豊かさを知る授業の中で，一人ひとりの子どもが存在感を持ち自己存在証明が生まれる。そこに本当の学ぶ楽しさがある。また子どもは本来的に他者をいじめ，暴力を振るい，辱め，金品を強要して肉体的・精神的に傷つけ尊厳性を否定し，自らをも人間として貶めるようなことはしない存在である。いじめや暴力を振るう子どもたちも，人間として許されない行為であると知りながら，敢えてそうまでして「自分もここにいる」と自分の存在を顕示しているのである。現状がどうであろうとも，授業の専門家としての教師は，子どもにとって存在感のある自己の存在証明の持てる授業の創造に自分を賭けなければならない。

3. 課題探求能力の育成のため，大学でも探求的・創造的授業を

～物事の本質的理解に立つ～

探求的・創造的授業は小・中・高校だけの問題ではない。大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の答申では，大学生に「課題探求能力の育成」が要求されている。21世紀を生きる人間の資質として課題探求能力の育成が求められているわけであるが，現在，大学の授業も知識の教授に終始して，そのため学生たちは授業で存在感や自己存在証明を持ち得ずに，クラブ活動にそれを求めていることが少なくない。大学の授業でも探求的・創造的授業を成立させることで，その追究・創造・発見過程で，学生たちは新しい自分に出会い自己の存在証明を持ち課題探求能力を習得する。探求的・創造的授業成立の可能性は演習

や実験の授業においてだけではない。講義においても、講義者や講義者が紹介する思想家の思想と学生同士のそれとが対立・止揚することによって、学生一人ひとりにより高次の知識の体系や価値の体系や思想の形成ができる。学生はそのとき存在感を持つ。そして大学で探求的・創造的授業が行われて課題探求能力が育成されれば、そこで養成された小・中・高校の教員に探求的・創造的授業の出来る可能性が生まれる。

ある人が、「大人には話が出来るが、幼稚園児に話をするのは難しい」とこぼしていた。私は、「それは違うのではないか。物事の本質的理解をして真に物事が分かっている人は、小学生や幼稚園児にも分かり易く話が出来る。分かり易い話が出来ない人は、物事の本質的理解が出来ていないか、理解出来てはいるが小学生や幼稚園児の心理や論理、思考の仕方に即した話が出来ていないかのどちらかだ」と言う意味の反論をした。子どもに分かる話の出来る人は物事の本質が分かっている人である。物事の本質的理解が出来ていない人は、子どもにはもちろん、実際は大人にも理解されていない。理解されていると本人が思っているだけである。子どもは本物か偽物かを感覚的に見抜く。子どもには偽物は通用しない。偽物では、子どもはその世界を生きられないからである。国際日本文化研究センターの梅原猛や河合隼雄、山折哲雄など9人の学者が京都市立桂坂小学校五年生にそれぞれの専門分野の授業をした報告が、小学館文庫『小学生に授業』に掲載されている。この授業はたとえ小学生の心理や論理が十分理解出来ていなくても、教材の本質的理解に立てば相当程度子どもに理解される授業が出来るという証左である。子どもの心理や学習のレディネス、思考の論理に即した授業が出来れば、さらに深い授業が出来ると違いない。

授業の成立は単なる教え方の技術の問題ではない。授業を成立させるには、教

材の本質的理解に立ち子どもの心理や論理，思考の仕方に即した授業展開が出来なければならない。それによって初めて子どもの意見の基底にある考えや論理を洞察し，それを他の子どもの意見とつなぎ対立・止揚させる授業を組織出来る。それには，教材の本質的理解のための教科に関する研究や子どもの心理や発達についての研究や教授学研究が不可欠であり，教師に研究者的能力が求められ，戦後，教員養成が大学でなされるようになった所以である。教科専門科目と教職専門科目が統合され学問性が重視されて探求的能力を持つ教員の養成がなされ，その教師によって教材の本質的理解と的確な子ども理解と教授学に立つ探求的・創造的な授業が展開されるとき探求的能力を持つ子どもが育つ。

平成10年10月29日の教育職員養成審議会の「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」の答申では，修士課程修了ないしは専修免許取得が教員資格の主流になる。現在教員養成の博士課程が二つの連合大学院に設置されているが，これからは多くの大学院に博士課程が設置されて博士の学位を持つ探求的な小・中・高校の教員が生まれ，その教員が時に応じて大学で教員養成に当たり，逆に大学教員が小・中・高校の教員として教壇に立つ状態が日常的になるとき，小・中・高校に探求的・創造的授業が生まれ，教員養成大学に教育実践に即した授業が生まれて，児童・生徒，学生一人ひとりに存在感のある授業が展開する。すでに医師の世界がそうである。研究的開業医や勤務医と医科大学の教員との相互交流は日常的である。エンジニアの世界もそうなるうとしている。子どもたちを新しい知の世界へ誘い，魂の世話をする専門職としての小・中・高校の教員の世界が，何故そうであってはならないのかと不思議に思う。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成11年3月18日(木) 13:30~16:25

場所 東海倶楽部「朝日の間」

出席者 蓮實会長

阿部, 中嶋各副会長

丹保, 吉田, 北原, 磯野, 内藤, 石, 岡田, 金城, 松尾, 長尾, 岸本, 立川,

杉岡, 田中, 桂各理事

佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

木下教員養成特別委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

(大学入試センター) 廣重所長, 法月事業部長

蓮實会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本日は, ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼を申し上げる。本理事会は平成11年度の国大協予算(案)のほか, いくつかの案件についてお諮りするとともに, 各委員会の審議状況についてご報告をお願いしたい。

なお, 委員会報告のため, 特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 今年度大学入試センター試験の実施状況などの報告をいただくため, 後刻, 大学入試センターの廣重所長にもご出席いただくことになっているので, ご了承いただきたい。

以上のように述べられたのち, 会長から学長交代による新理事について, 次のとおり紹介があった。

石 弘光 一橋大学長〔前任: 阿部謹也〕

平成10年12月1日付

ついで, 伊藤事務局長から, 定足数の確認等について, 「会則第18条により, 理事及び常置委

員会の委員長の半数以上の出席が必要のところ, 本日は理事等の総数24名に対し出席者は21名なので, 定足数に達しており, 理事会は成立している」旨報告があった。

引続き会長から, ただいまの報告のとおり必要な定足数を満たしているので, これより議事に入りたい旨述べられた。

I 報告

1. 会務報告

会長から, 前回総会以降の会務報告については「資料3」のとおりであり, これを参照願いたい旨述べられた。

なお, 報告事項としては以下のとおりである。

(1) 「21世紀の大学像と今後の改革方針について」の「評価と情報収集・提供, 調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要望

11月12日, 阿部会長, 蓮實副会長, 阿部副会長が佐々木高等教育局長ほかと面談し, 大学審

議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」で提言されている「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関」に関連して、要望を行った。

(2) 税制改正要望についての意見聴取について

自由民主党文教部会税制調査小委員会から、国大協が9月25日に提出した「平成11年度税制改正に関する要望」について意見聴取の要請があり、11月19日、蓮實副会長及び伊藤事務局長が出席し、説明を行った。(会報第162号参照)

(3) 民主党文教部会ヒアリングについて

民主党文教部会から、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(大学審議会答申)についてヒアリングの要請があり、12月9日、阿部副会長、中嶋副会長、示村第1常置委員会委員が出席した。

(4) 文部省と国大協との懇談会について

12月11日、文部省と国大協との懇談会が開催され、国大協から蓮實会長、阿部副会長、中嶋副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、長尾京都大学長並びに特別会計制度協議会の中西、菅原、黒川、伊藤の各専門委員、文部省から佐藤事務次官、佐々木高等教育局長、工藤学術国際局長ほか関係者が出席し、文部省から独立行政法人化の問題、平成11年度予算編成の概要並びに学生納付金の改定の動向について説明を受けたのち、意見交換を行った。

(5) 文部大臣との懇談について

12月11日、蓮實会長、阿部副会長、中嶋副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、長尾京都大学長が有馬文部大臣と面談し、国立大学の独立行政法人化について反対の意向を表明した。

また、同日午後6時より文部記者会で、国立

大学協会として改めて反対の意を表明するため阿部副会長が記者会見を行った。

(6) 「国立大学の学生納付金について」の要望について

12月11日、鈴木第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省並びに文部省に赴き、国立大学の学生納付金についての要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

(7) 全国高等学校長協会との懇談について

12月16日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、国大協から杉岡第2常置委員会委員長、北川委員、山極、小嶋、荒井の各専門委員、入試情報開示に関する検討小委員会の長谷部、安藤、前田の各委員、全国高等学校長協会から岡本会長、吉野大学入試対策委員長ほか8名が出席し、大学入試にかかわる諸問題について懇談した。

(8) 大学審議会答申に基づく法制化について

2月10日、蓮實会長、長尾第1常置委員会委員長が文部省に赴き、清水大学課長と面談し、大学審議会答申に基づく法律改正事項について要望を行った。

なお、前回総会以降にあった国大協宛要望書は「資料4」のとおりである。

2. 委員会委員長の交代について

会長から、委員会委員長の交代について、次のとおり報告があった。

- (1) 中嶋第5常置委員会委員長の副会長就任に伴う後任に、11月12日開催の同委員会において内藤東京工業大学長が選任され、12月1日付けで就任した。
- (2) “大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会”の蓮實委員長の会長就任に伴い、佐藤お茶の水女子大学長が

委員長代理となった。

3. 特別委員会について

会長から、特別委員会について、次のとおり報告があった。

平成9年3月3日に設置された“国立大学の在り方と使命に関する特別委員会”は、本年3月2日をもって2年の設置期間が満了したのでご報告するとともに、2月5日開催の常務理事会で了承を得ていることも併わせてご報告する。

なお、同特別委員会は、阿部謹也委員長のもとで平成9年6月、『行財政改革の課題と国立大学の在り方』について報告書をまとめ、関係方面に要望した。

4. 各委員会委員長報告

会長から、これより各委員会の報告をお願いするが、その際、協議題となっている部分については、その時点でご説明願いたい旨述べられたのち、各委員長から、前回総会以降の各委員会の審議状況について、次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（長尾委員長）

本委員会は、1月19日に開催され、文部省が進めている大学審議会答申に基づく法制化について、関係する法律の改正案の要点について、文部省からの説明を聴取するとともに、逐一、意見交換を行い検討した結果、全体として概ね了承されたが、議論のあった点を整理、集約して文部省へ要望することとした。なお、このことについては、2月5日の常務理事会にもお諮りしたところである。その要点は次のとおりである。

一つは、国立学校設置法の改正関係で「大学運営協議会」（仮称）の権限について、各大学の概算要求等が、ここでの了解なしに出せないといったことにならないように欲しい。また、名称についても、適切なものとされたい。

もう一つは、法律改正に伴う省令改正の段階においても事前に国大協の意向を汲む機会を作っていたきたい。

以上の2点につき、文部省に要望することとし、去る2月10日、蓮實会長、長尾第1常置委員会委員長が清水大学課長と面談し、これを要請した。

(2) 第2常置委員会（杉岡委員長）

昨年10月に「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」の原案を各国立大学長あてに送付し、ご意見を伺った。その後、ご意見をもとに原案を修正し、昨日（3月17日）その修正案について大学入試情報開示に関する検討小委員会で検討したが、さらに検討を加えることとした。

今後、同検討小委員会を4月中旬頃に開催し、今までの検討状況も踏まえ、意見の集約を図るとともに、関係のある全国高等学校長協会とも協議したうえで、第2常置委員会に諮り、その結果を可能であれば、6月の総会に報告できるようにしていきたいと考えている。

なお、入試情報に係わることとして、去る3月8日に横浜地方裁判所で入試得点開示請求に対する判決が出たこともあり、報道関係者も関心を持っているようであり、3月12日には、検討半ばの内容が一部の新聞で報道され、あたかも国大協の決定事項のような印象を社会に与えたことは大変遺憾であるとの報告があった。

ついで、会長から、今回の入試報道に関しては、後ほど、ご意見を伺うことにしたい旨述べられた。

(3) 第3常置委員会（佐藤委員長）

本委員会は、前回総会以降、現在まで、常置委員会及び作業委員会は開催していないので、ご報告することは特にない。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

本委員会としては、昨年12月11日に作業委員会を開催し、教務職員問題に関する検討作業を行った。

この問題も複雑多岐にわたる面があり、さらに煮詰めていく必要があるので4月中に、もう一回作業委員会を開催し、教務職員問題に対する基本的考え方の素案作成を行い、5月末頃に親委員会で検討し、案のまとめをしたうえで、6月の総会に提案できる方向で進めていきたいと考えている。

また、昨年、国大協から提出した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」にも触れられている技術系職員の研修問題について、来年度から当該研修のための予算措置が講じられ制度化の方向で決まったとの事務的連絡を受けた。実施方法としては、技術専門官は全国的に、技術専門職員はブロック別に分けて実施されるようである。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

昨年の総会以降、委員会等は開催されていないが、この間において、第5常置委員会に関わることとして多少の動きがあった旨述べられ、次のように説明があった。

まず初めに、本年1月に日本学術振興会の招

聘でドイツ大学総長会議一行が来日し、文部省を始めとして、国私立大学を含む数大学を訪問、高等教育に関する意見交換及び視察等が行われた。

これは日本学術振興会が中心となって行われたものであるが、この程、以前より本協会へドイツ大学総長会議から申し出のあった日独交流計画について、本日お手元にお配りした「資料6-1」のような計画でドイツ国を訪問することになった。

その内容はドイツ大学総長会議主催による「高等教育分野の改革についての日独セミナー」への出席及び同国高等教育機関視察等を目的としたものである。

なお、当初のドイツ側からの要請としては国公私立大学の代表者各3名の要望であったが、最終的派遣人員としては、国大協4名、公大協1名、私大団連は派遣無しということになった。日程等については配付資料のとおりである。

もう一つは、昨年10月1日にスタートした日米共同事業「短期留学プログラムによる学生交流」についてである。これは、アメリカの大学から日本の大学へ1年間の予定で学部学生交流をする計画で、ほぼ予定どおり準備が進められている。

本日お配りした「資料6-2」は、日本の大学に留学させたいと希望されているアメリカ側からの応募校として、44校の大学名が記載されたリストである。日本側の受入れ校としては、既に委員会等でご承認をいただいている北海道大学、名古屋大学、京都大学、広島大学、九州大学の5大学で、これら大学の短期留学プログラムに関する詳しい情報はアメリカ側に伝えてあり、いずれ返事をいただける段階にある。

ついで、委員長から、UMAPについても多少

動きがあった模様なので、前第5常置委員会委員長であった中嶋副会長からご説明いただきたい。

同副会長から、UMAP憲章に基づく初の理事会を本年1月21日～22日に東京で開催したこと、次期総会が韓国で開催される予定であること、さらに文部省の来年度概算要求において、UMAP枠として短期留学のための奨学金40名分が予算措置される予定であるとの報告があった。また、UMAPの国内委員会と国際事務局との関連における組織整備等を検討するため、3月25日にUMAP国内委員会を開催することとしている。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

本委員会は、前回総会以降、委員会等は開催していないが、この間において多少の動きがあった旨述べられ、次のように説明があった。

お手元にお配りした資料「国立大学の学生納付金について（要望）」を参照願いたい。

これは、昨年12月11日に鈴木委員長と伊藤事務局長とで大蔵省及び文部省へ赴き関係者と面談し、要望してきたところである。

特に、大蔵省の担当官と面談した際、同要望書に記載されている「国立大学における学部別授業料について」は将来的に導入もあり得るのではないかという感触を受けた次第である。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

本委員長としては、その後開催していないが、第7常置委員会の下に設置された「情報公開法に関する検討小委員会」を本年1月27日に開催した。

入試情報関係は第2常置委員会のもとで検討が進められており、いずれその纏めを本委員会

にいただいたうえ、トータル的な纏めをすることになっている。

従って、本委員会としては、管理運営関係と学術関係等に係る情報開示の方策等について議論して来たところであるが、今回設置された同検討小委員会において行政法に詳しい専門家の方々にも参加いただき、これら先生方を中心に今までに得た種々の調査データも踏まえつつ、情報公開に対する一つの基本的な考え方の纏めをする方向で検討が進められている。一方、文部省では、この情報公開法に関連し文書管理規則の見直しが検討されているとの話も聞いている。この動きも重要なことで、これも横目で見ながらバランスのとれた対応をしていく必要があると考えている。

なお、現在は先に述べたとおり報告書的な纏めの原案を畠山教授(北海道大学)、小早川教授(東京大学)を中心にお願しているところであるが、これをもとに4月中に同検討小委員会を開催し、さらに5月に第7常置委員会を開き、原案の取り纏めをしたうえで、6月の総会に中間的な報告をしたい。

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

その後、本委員会としては、開催していないので報告する事項はないが、4月中に医学教育特別委員会を開催する予定である。

(9) 教員養成特別委員会（木下委員長）

前回総会以降、委員会は開催していない。同総会で報告のあった「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」のその後の進捗状況等について、次のように説明があった。

この調査は、昨年11月に国立の95大学の学長

及び教育学部長にご依頼し、協力を願ったところであるが、ほぼ100%近い状況で回答をいただいた。現在、その集計と分析を行い、その纏めの作業をしている段階に至っている。3月末頃までに原稿を纏め、4月下旬頃を目処に第一次報告としての貴重なデータも収録された報告書が出来上がる予定である。

ついで、各学長等の調査協力に対し、感謝の意が述べられた。

(10) 大学評価に関する特別委員会 (阿部委員長)

昨年秋の総会以降における本特別委員会としてのその後の動きを主に、次のように説明があった。

昨年秋の総会において、科学研究費による「大学評価機関に関する研究グループ」を発足させたことを報告したが、これは昨年秋以降から開始し、平成11年度までの約1年半にわたって行う調査研究事業である。このメンバーの中には本特別委員会から6名の先生方が加わり欧米(韓国も含む)等における大学評価の事例についての文献調査及び現地調査を行うとともにその調査結果を分析し、我が国への適応の可能性について研究することを目的としている。

この研究も開始後約5ヵ月を経過したところであるが、この間の審議状況については、逐次、本特別委員会にも報告をいただいております、これらをもとに昨年の総会にもその状況等についてご報告申し上げた。その際、我が国において第三者評価機関を設置することは初めてのことで種々心配な点もあるので、文部省に基本的な事柄も含め要望書を提出しておくこととなり、その文案については会長、両副会長に一任願うことをご了承をいただいた。その結果取りまとめ

たのが、お手元にお配りした『大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要望書』であり、これを昨年11月12日に文部事務次官及び高等教育局長並びに学術国際局長へ要望した。

その後の情報として、第三者評価機関(仮称)の創設準備状況としては、平成11年度予算の中に創設準備経費が盛り込まれたことである。その内訳としては、創設準備要員として2名(教授1, 事務官1), 創設準備費1,800万円の計上が予定されている。

また、創設準備室は学位授与機構に置き、そこで本年4月から第三者評価機関創設に向けての準備作業に取り組むことになる。なお、創設準備室長は木村学位授与機構長(前東京工業大学長)が兼務される。

第三者評価機関の具体的中身については、これから詰めていくということなので、これから国立大学協会として意見を出していくようにしなければならないと考えている。

本特別委員会としては、多くの国立大学関係各位のご懸念等も踏まえつつ、この問題に対する取組みとして、このほど本特別委員会の下に立川高知大学長を座長にワーキンググループを置き、大学評価機関に対する論点整理をいただいている。

そのまとめを得て、4月2日に本特別委員会を開き、審議し、さらに会長とも相談のうえ、これを99国立大学長にお送りしてご意見を伺う予定にしている。

(11) 大学教育における〈リベラル・アーツ〉の 役割をめぐる特別委員会(佐藤委員長代理) 会長からご紹介のありましたように蓮賀委員

長が会長に就任したことに伴い、私が委員長代理としてその任に当たることになった旨述べられたのち、次のように説明があった。

この問題は、既に蓮實前委員長の時に議論も済んでおり、まとめの段階に来ていた状況もあって、その原案作成について小林教授（東京大学）と柴田教授（九州大学）にお願いして、同案をもとに昨年12月21日開催の本特別委員会で審議願ひ、後刻、ご意見等をお寄せいただくこととした。

その後、お寄せいただいたご意見等も踏まえ、本年1月29日付けでまとめたものが本日お配りした「大学教育における《リベラル・アーツ》の役割について」の報告書である。

ついで、会長から、これに関して今後どのような取扱いにするかは考えさせていただきとして、取り敢えずこのような報告がなされたということでご理解いただきたい旨述べられた。

(12) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (佐藤委員長)

国大協50周年記念行事関係については昨年の理事会、総会等でご報告申し上げたところである。その後、50年史の編纂に当たり「株式会社ぎょうせい」に当該作成業務をお願いすることとした。

この作業を行うに当たり同社の関係者にも本委員会に参加願うこととし、昨年12月9日と本年2月9日開催の委員会に出席願ひ細部にわたる意見交換等を行った。そのまとめが本日お配りした「国立大学協会50年史（構成案）」である。

なお、まだ詰めなければならぬ部分（トピックス等）もあるので、明日（3月19日）、委員会を開いて、さらに検討することとしている。

5. 大学入試センターからの報告

大学入試センター廣重所長から、同入試センター試験に関し次のように報告があった。

平成11年度大学入試センター試験は、去る1月16日（土）及び1月17日（日）の両日実施し、全国595の試験場において約53万人が受験した。好天にも恵まれ無事終了することができた。また、今回は得点調整もなく、かつ、試験問題の内容については、新聞等の論評にもあるように、全般的には適切な出題であったとの評価であった。これも、関係各位のご支援ご協力の賜物であり感謝申し上げたい。

引続き、法月事業部長から、配付資料「平成11年度大学入試センター試験実施結果の概要」に基づき志願者等の受験状況及び各科目別試験平均点等について説明があった。

II 協 議

1. 平成11年度国立大学協会歳入歳出予算（案） について

会長から、平成11年度国立大学協会歳入歳出予算（案）についてお諮りしたい旨述べられたのち、伊藤事務局長から、「資料10」に基づいて説明があり原案どおり承認され、これを6月総会に付議することで了承された。

2. 役員・委員の改選手続（案）について

会長から、来る6月総会において、役員・委員の改選が行われることになるので、その手続等についてお諮りしたい旨述べられた。

ついで、伊藤事務局長から、「資料11-1」及び「資料11-2」に基づき詳細な説明があった後、協議が行われた結果、次のとおり決定した。

(1) 地区代表理事（世話人）の選出について

北海道・東北地区＝東北大学

関東・甲信越地区＝東京工業大学，千葉大学

中部地区＝名古屋大学

近畿地区＝京都大学

中国・四国地区＝広島大学

九州地区＝九州大学

なお，各地区での理事候補者互選の結果は，5月14日（金）までに，事務局に報告することとした。

(2) 所属希望委員会に関する各学長への照会について

このことについては，各学長から4月16日（金）までに回答を事務局に提出して貰うこととした。

3. 当面する諸問題について

(1) 大学審議会答申の法制化について

会長から，次のように述べられた。

大学審議会答申の法制化については，先ほど，長尾第1常置委員会委員長から説明があったが，若干の補足的説明をいたしたい。

この答申に基づく法制化については，文部省との接触を試みたが，慎重な姿勢で情報が得にくい状況にあった。

その後，大学審議会答申の法制化について，一つの目鼻がついたこともあって，文部省から国大協に対し非公式にお会いしたいとの話があり，去る3月11日（木）に文部省で非公式の懇談があった。文部省側は佐々木高等教育局長，遠藤審議官，清水大学課長の3名，国大協側は会長，両副会長，長尾第1常置委員会委員長の4名が出席した。

そこで問題となったことは，大きく分けて2点ほどあろうかと思われるので，それを申し上げたい。

げたい。

一つは，最近とみに大きく言われている定員削減25%のことである。これに関連して，国立大学としてもその設置形態に関すること，或いは，独立行政法人化に関することについて，ある種の討論のようなことを始めてもよいのではないかということである。

また，二点目は，いま説明したことと重複する面もあるが，国大協としては現在提示されている国立大学の独立行政法人化について，正式には同法人化は大学にそぐわないということで，一貫して反対の態度を貫いて来た。

しかし，我々が国立大学の設置形態の問題，或いは，独立行政法人化の問題を新たに考える時，これら問題に係るその後の事態変化の動きが問題となる。即ち，先に述べたように25%の定員削減，大学審議会答申の法制化，さらに第三者評価機関の設置等というような動きがあり，このような状況を見据えながら，国大協として，今後どのようにしてこの事態を捉えて行くかという点で，多少の変化が生ずるような思いを感じた次第である。

ついで，阿部副会長から，既にご承知のとおり国立大学の独立行政法人化は，平成15年までに結論を得ることになっている。しかし，時間的猶予があるように思われるが，実際には，25%定員削減が平成13年1月から始まる予定で，少なくとも平成12年度の前半ないしは夏頃までに，その心づもりをしておかなければならないという時間的にも厳しい状況にあることを改めて感じた。

以上のような説明ののち，種々意見交換が行われ，会長から，これらの問題に関しては各国立大学で問題認識を深めていただくことを期待し，国大協としては，当面の正式な議題とはせ

ずに、周辺状況の変化や推移を見極めることとし、必要な時期が来たとき、理事会、総会にお諮りし、ご議論願うこととしたい旨述べられ、了承された。

(2) 情報公開法等について

会長から次のように発言があり、了承された。

先ほど、杉岡第2常置委員会委員長から報告があったように、この問題に関しては、まだ何も結論が出ていないし、国立大学協会として取るべき手続きも済んでいないということである。これは、大学入試情報開示に関する検討小委員会において現在検討が進められている状況下で、それが様々な臆測の記事で外部に出ても、それに対して我々としては正式に説明することは出来ない。仮に、会長なり杉岡委員長がなんらかの記者会見をしたとしても、まだ決定していないとしか言いようがない。

従って、国大協としては今回の報道されたような内容に関し、今のところ言及しない態度で臨むことにしておきたい。また、今申し上げたようなことを文書で各国立大学長宛にお送りさせていただくとともに、文部省記者クラブにも

参考としてお送りしたい。

III その他

1. 広報資料（リーフレット）の作成とエンブレムについて

伊藤事務局長から広報資料に関する作成経過について、詳細な説明があったのち、蓮實会長のご配慮もあって、東大教養学部的小林康夫教授をご紹介いただき、同教授を中心にして広報資料の作成に取りかかっているが、形も見えてきたので4月上旬頃には完成する予定になっている。また、エンブレムについても東京芸大の飯野一朗助教授にデザインをお願いし、本日の本席に展示させていただいたようなエンブレムを作る運びとなった。これも今月末か4月上旬頃に完成する予定である旨述べられた。

2. 退任理事挨拶

会長から、次回理事会までに退任される桂理事（琉球大学長）に対し謝辞が述べられたのち、同理事から挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成11年1月19日(火) 13:00~16:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 長尾委員長

久保, 古賀, 貴志, 赤岩, 町田, 服部, 矢谷, 加茂, 廣中, 立川, 池田, 田中各委員

田中, 黒川各専門委員

(文部省) 清水大学課長, 常盤大学改革推進室長, 下間課長補佐

長尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、学長交代に伴い新たに委員に就任された池田長崎大学長の紹介があった。

〔議事〕

◎ 大学審議会答申の法制化について

委員長から次のように述べられた。

文部省では、現在、大学審議会答申にもとづく法律改正案を今度の通常国会に提出する予定で原案の作成作業が進められている。その作業の過程で国大協に予め内容を示していただけるよう予てお願いしていたが、このほど、文部省から会長に法律改正の骨子案が示され、会長から本委員会でこれを検討してほしい旨依頼があった。ついては、骨子案について検討いただき、本委員会として何らかの意見を集約できるものであれば、そうしたい。

以上のように述べられたのち、文部省清水大学課長から次のように述べられた。

委員長から述べられたとおり、現在、文部省においては、大学審議会答申にもとづく法律改正の作業を進めている段階である。答申には、法律改正事項と政省令に関わる事項のほか、予算要求、その他の諸整備との関係がある。そのスケジュールは、今度の通常国会で成立を期しているもの、来年度の通常国会で成立を期して

いるものがあり、そのうち、今度の通常国会に提出する予定の分に関して法律改正事項の整理を行っている段階とご理解いただきたい。後刻、「骨子案」について説明するが、その前にスケジュール的なことを申し上げておきたい。今国会への政府提出の法案の提出期限は3月上旬であるが、その前に与党との調整、さらに内閣法制局との調整を終えておく必要がある。なお、法律改正に向けて政党に説明に回っているが、与党の反応は、国立大学の抜本的改革ということが答申にはよくみえない、行政改革という大きな流れの中で国立大学は地域社会への貢献ということも含めて思い切って変わっていかなければならないといった意見が強いのが実情である。次に、中央省庁改革の方のスケジュールとしては、「中央省庁等改革に係る大綱」(案)が去る1月13日、中央省庁等改革推進本部(本部長、小淵総理)の顧問会議で了承され、今後、今月下旬にこれを本部決定し、4月に法案と基本計画を策定のうえ、4月以降に法案を国会に提出する運びである。なお、法案には、文部省の再編法案も、独立行政法人通則法等も含まれることになる。その「大綱」の中で、国立大学については、独立行政法人化関連で、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年度までに結論を得る。大学共同利用機関

等の独立行政法人化については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。」ということで取りまとめられた。文部省としては、国立大学について、まず、組織運営体制等の改革を図ることが必要であり、これらの改革の進捗状況を見極めたいと、独立行政法人を含めた設置形態の検討を行うという基本的な方針は変わっていない。ただ、政府の「大綱」の中で、この検討の期限が平成15年までに結論を得るということが明記されたということである。このような状況にあって、大学審議会答申を踏まえた国立大学の改革というのは、国大協、国立大学が一体になってその実現を図っていくということでない、国立大学の将来のあり方の模索というのは、アロアンスの幅がどんどん狭まってくることになりかねないという危惧をもっている。

引続き、常盤大学改革推進室長から、大学審議会答申に基づく法律改正事項の骨子案について、配付資料にもとづき説明があった。「骨子案」及び説明の要点は次のとおり。

1. 学校教育法の改正関係

- (1) 在学期間の特例として、3年以上4年未満の在学中で学部を卒業することを可能とする。

答申の「例外的に4年未満の在学中で卒業を認め得よう法改正の必要」(74頁(c))という提言に沿って新たに規定を設けることとした。

- (2) 大学の学部長の設置について定める。学部長は学部に関する校務をつかさどる。

答申の中では、「学部長については、法律上の根拠となる規定がなく、その職務や機能は定められていない。このため、学部長の職務を明確化することが適当」(101頁(オ))とされているので、これをうけて、

学部の管理運営の責任者としての職務を制度化することとした。

- (3) 大学院に研究科以外の教育研究組織を置くことを可能とする。また、大学に、学部及び研究科以外の教育研究組織として、研究上の目的から編成される組織を置くことを可能とする。

答申の61頁(b)及び62頁(e)に関わるが、大学院について、可能なかぎり学部と同等の扱いにしたい。現在、学部については、これを研究組織と教育組織に分離することが可能になっているが、大学院についても同様に研究科以外にも教育研究組織を置くことを可能にしたい。また、「多様な組織形態を採り得る制度的枠組みを考慮していく必要がある」ので、学部、大学院にそれぞれの基本組織以外に弾力的な組織編成が可能となるような道を開きたい。

2. 国立学校設置法の改正関係

- (1) 大学運営協議会（仮称）

- 1) 国立大学に、大学運営協議会を置く。

- 2) 大学運営協議会は、委員若干人で構成する。委員は、当該大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。

- 3) 大学運営協議会は、大学の教育研究目標・計画、大学の予算概算の方針、大学の自己評価、その他大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う。

答申は、「大学の教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、予算、自己評価……等の事項について外部有識者の意見を聞くための組織として大学運営会議（仮称）を設置することが必要」(111頁(i)-(a))であ

り、その大学運営協議会は、「大学の運営体制や運営状況について、必要に応じて助言・勧告を行うことが適当」としている。

なお、答申は、「大学運営協議会の名称については、法制度化に当たって、その性格を適切に表すものとするのが望ましい」(112頁(e))としていて、また、国大協から、「協議会」という名称がこの組織の性格として必ずしも適当でないのではないかというご指摘もいただいているので、今後、法制的に検討して、より諮問機関としての性格を表わすような名称にしたいと考えている。

(2) 評議会

1) 国立大学(単科大学を除く)に、評議会を置く。

2) 評議員は、学長、学部長、省令で定める研究科長、附置研所長、その他評議会が定める部局長とする。このほか、評議会の定めにより、①学部、独立研究科若しくは附置研のうち評議会が定めるものごとに出される教授、又は②評議会の議に基づいて学長が指名する職員を、評議会に加えることができる。

従来、評議会は、学部を中心に構成されていたが、答申には、評議会に「研究科長などが参加し、全学的な運営に関与し得るような仕組みを法令上明確化する必要がある」(61頁(b))、「責任ある意思決定を行うためには、規模の見直しとか審議事項の性質や責任の度合いに応じた適切な構成とする必要がある」(104頁(a))ということが指摘されているので、より全学の意見を反映するシステムになるよう、研究科や附置研の長などを評議会の構成員に加えることとするとともに、各大学のオプションの幅を拡

げている。

評議員について、「その他評議会が定める部局長」としては、附属病院長、附属図書館長が考えられる。また、大学の判断によって評議員に加えることができるオプションとして2つの類系がある。その一つは、学部、独立研究科若しくは附置研から選出される教授である。ただ、それをどの範囲から選出するかは評議会で決めることである。もう一つの類系は、「評議会の議に基づいて学長が指名する職員」であり、これは、学部、独立研究科、附置研以外の、たとえば学内共同利用施設、全国共同利用施設といった学部等に属さない施設であって相当規模のあるものについて含めることが考えられる。また、大学によっては学生部長を加えることも考えられる。

3) 評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。

評議員は、非常勤の国家公務員の扱いになるので、文部大臣の任命になる。

4) 評議会は、大学の教育研究目標・計画、学則その他重要な規則の制定改廃、大学の予算概算の方針、学部等の教育研究組織の設置廃止、学生定員、大学の教育課程編成の方針、学生の厚生補導、学生の入学・卒業等の方針、教員人事の方針、大学の自己評価、その他大学の運営に関する重要事項を審議する。また、教育公務員特例法により権限とされた事項を行う。

評議会については、従来、省令(国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則)で定めていた。ここに列挙している審議事項は、省令で定められた事項を含み、新たに大学の教育研究目標・計画、大学の

教育課程編成の方針，教員人事の方針，大学の自己評価の4項目を加えている。

答申では、「各審議機関が必ず審議すべき事項等については，法制度上の明確化を図る方向で検討することが適当」（105頁(キ)）としている。また、「審議機関の機能の明確化」ということで、「評議会は，大学としての教育課程編成の基本方針の策定，全学的教育に関する教育課程の編成などを含め，全学的な運営上の重要課題，学部間の調整を必要とする事項などについて審議する機能を担うことが適当」（103頁(ウ)）、「教育研究目標・計画の策定に当たっては，評議会や大学運営協議会（仮称）の意見を聞くことが適当」（100頁(イ)）としている。

- 5) 評議会の議長は学長とする。議長は評議会を主宰し議案を発議する。

学長と評議会の関係について規定したい。答申では、「学長や学部長は，会議の議長として，議案を発議するとともに議事の整理を行い，合意形成に力を尽くす」（104頁～105頁）とされている。

(3) 教授会

- 1) 国立大学の学部，省令で定める研究科，附置研，その他省令で定める組織に教授会を置く。

研究科については，独立研究科その他ある程度研究科として実質を有しているところについて，教授会を置き得るようにするということが，答申で指摘（61頁）されているので，そうできるようにしたい。その他省令で定める組織としては，学内共同利用施設あるいは全国共同利用施設といった組織であってある程度の専任教員が配置されていたり，実質をもつものを考えている。

- 2) 教授会は，学部等の教育課程編成，学生の入学・卒業・学位授与，その他学部等の教育又は研究に関する重要事項を審議する。また，教育公務員特例法により権限とされた事項を行う。

教授会については，学校教育法第59条において「重要な事項を審議」と書かれているだけで，重要な事項について明確化されていない。答申では，「学部の教育課程の編成，学生の入学，退学，卒業，学位の授与など学部の教育研究に関する重要事項について審議」ということが示されており，それに則って条文に規定したい。

- 3) 教授会の議長は学部長等とする。議長は教授会を主宰し議案を発議する。

これは，学長と評議会との関係とパラレルになっている。

- 4) 教授会は，円滑な運営に資すると認めるときには，代議員会を置くものとする。教授会は，代議員会の議決を教授会の議決とすることができる。

答申に「学部教授会の運営に当たって，代議員会等を活用することにより，代表者による実質的な討議ができるような仕組みを設けることが必要」という指摘があるので，代議員会について規定したい。

(4) 教育研究等の状況の公表等

- 1) 国立大学の学長は，省令で定めるところにより，大学の教育研究及び組織運営の状況について公表しなければならない。

答申に「各大学は，国民の適切な理解を得るために，教育研究活動の状況やその成果，教育研究活動の改革充実に向けた取組の状況を広く社会に対して積極的に公表していくことが必要」（113頁(b)）として，具

体的に事項を挙げ(114頁(a)),「これらの情報を広く国民に提供することを制度上位置づけることが必要」(同)という指摘があるので、これを規定したい。なお、省令では、教育研究及び組織運営の状況について、答申に示されていることを中心に事項を挙げることをイメージしている。

- 2) 国立大学は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により総合的に機能を発揮するようにならなければならない。

答申に「大学が一体的・機能的に運営される体制を作るため、学内の機能分担を明確にした上で、それぞれの連携協力の下で質の高い意思決定を行い得るような基本的な枠組みを整備することが必要」とされている。それぞれの機関の関係は個々の法律の条文に規定されるが、大学が、一体性、機能性、総合性という方向で組織運営に当たっていかなければならないという、運営についての基本的な原則を明確にしたい。

- (5) その他

- 1) 単科大学、短期大学の特例及び大学運営協議会、評議会、教授会の議事手続き等の省令への委任などについて必要な規定を定める。

単科大学と短期大学については教授会が基本的には一つなので、総合大学では評議会が担うような審議事項についても教授会が担うという特殊性があるので、そのあたりの特例を定めたい。それから、大学運営協議会、評議会、教授会の議事手続き等の省令への委任ということは、多数決という問題もあり、また、「審議事項や審議の基本的な手続き等について明確化する必要がある」(答申104頁)ということであるので、

法律に規定するよりも、省令レベルで規定しておくことが適当というものについては、それを省令に委任するというものを法律に規定しておきたい。

3. 教育公務員特例法の改正関係

- (1) 教授会が教員の選考を行う場合に、学部長等は、大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関する意見を教授会に対して述べる。

「教員の採用選考に関し現行の仕組みでは学部長の果たす機能が必ずしも明らかではない」との答申の指摘があるので、学部長が、大学の教員人事の方針、たとえば、外国人教員を積極的に採用するとか、インブリーディングを避けて学外からの登用を重視するといった方針を踏まえ、学部教授会が個別に教員の選考を行うに当たって意見を述べるということを明確化したい。このこと背景としては、現在の教育公務員特例法の規定が、教員の選考は、教授会の議にもとづいて学長が行う(第4条)ということになっていて、学部長の役割が明確でないということが前提となっている。

- (2) 教員の選考を行う場合において、その教員が他の部局を併任することが予定されているときは、教授会は、その部局の長から選考に関する意見を聴かなければならない。

その教員が複数の部局、たとえば、独立研究科と学部という形で併任することがある場合に、研究科だけの論理、あるいは学部だけの論理で採用するのではなくて、併任先の意見も聴いたうえで採用する制度をつくりたい。

- (3) 学長、学部長、教員の採用選考等の規定の中で、当分の間「大学管理機関」の読替について必要な規定の整備を行う。

教育公務員については、昭和24年以来、教育公務員特例法により大学管理機関が行うことになっていて、それを附則の方に、当分の間の暫定措置として、たとえば、教員の選考であれば、教授会の議にもとづいて学長であるというように個別に読み替えるという形式をとっている。その点について今回、評議会、教授会それぞれについて、国立学校設置法の中で、設置単位、審議事項、構成などを明確にするので、これに合わせて恒常的な措置として整備したい。

4. その他

(1) その他関係法律中の必要な規定の整備を行う。

たとえば、外国人教員の任用法、大学教員の任期法など、前述の教育公務員特例法の、当分の間の暫定措置と同様の規定がいくつかあるので、それらについて必要な規定の整備をしたい。

以上が法律改正事項の骨子案である。今後、骨子案にもとづき条文を作成することになる。その条文の作成にあたっては、他の法律との体系的な整合性ということについても法制当局と調整する必要があるが、場合によっては、必ずしも法律条文にはなじまないのではないかと、指摘がなされることもあり得る。いずれにしても、これから法制的な検討を経て条文を固めていくことになる。

以上の説明について主として次のような質疑応答及び意見交換が行われた。

〔学校教育法の改正関係〕

- 在学期間の特例のところ、3年で学部卒業という場合の在学は同一大学にかぎるのか、それとも他大学からの編入学についても含まれるのか。

- それについては、編入学についても含み得る方向で考えている。

- 在学期間の特例について、かなり踏み込んで条文化することになるのか。

- 特例の要件として、成績優秀であるとか、履修登録の条件といったことを定める必要があり、それらを法律と省令とで書き込むことになる。

〔国立学校設置法の改正関係〕

<大学運営協議会（仮称）>

- 名称については「大学運営協議会」ということで法制化されるのか。

- 協議会という名称が的確かという国大協第1常置委員会の問題提起は十分承知しており、この名称でいいとは思っているわけではない。運営審議会とか諮問会議といったご意見をいただいているが、まだ名称の検討の詰めまで至っていない。

- 大学運営協議会というのは、そこで勧告があった場合には、そこをクリアしないと、大学として手続的に先に進めないものとしてあるのか。たとえば、大学が文部省に概算要求を提出するについて、ここを通したのち出すのか。このへんの取扱い如何によってはその人選が難しいし、場合によっては適切な方が見つけにくいということもあろう。

- 大学運営協議会は、あくまでも学長の諮問に応じて助言・勧告を行うものであり、法的拘束力はないが、学長としてこれをどう受け止め、どう考えていくかということである。

- 当事者能力のない大学としては、大学運営協議会からの助言・勧告に対し責任をもって従えないということがあるが、それがいい意味で大学の緊張を保つことになればよい。

- 国立大学のアカウントビリティが問われている中で、個別大学の大学運営のあり方について社会の声を反映させる制度的なフレームをきちんと整えておく必要がある。
- 大学運営協議会の構成員の人選ということが問題だと思う。その範囲はどこまでと考えるたらよいか。
- 委員の選任については、当該大学の職員以外の者という以上に示すことは難しい。ただ、アカウントビリティということからいうと、「地域」という要素は外せないであろう。具体的に省令で規定することになるが、できるだけ各大学の裁量ができるような形にしたい。
 <評議会>
- 評議員に加えることができる「職員」には、たとえば、事務局長も含まれるか。
- 現に、学生部長を構成員に加えている大学がある。評議員を教員にかぎるとすると、学生部長の資格で参加することができなくなる。現在の評議会の設置に関する暫定省令では、教授、その他重要な職にある「職員」としているが、それを踏襲することを考えている。
- 「評議会の議長は学長とする。議長は評議会を主宰し議案を発議する」となっているが、現行では、「学長の諮問に応じて」と表現されている。現行と、この「議案を発議する」というのとは、実質的にどのように違うと考えるたらよいか。
- 大学審議会答申の中で、「会議に議長としての学長が議案を発議する……」（104頁(b)）という整理がなされており、また、法制的な用語の問題として、通常、諮問というのは、会議体の外から意見を聴く場合に用いられることが多い。そういう意味で、学長は会議体の議長であるので、「発議」という表現の方が適切かと思われる。実質的には変わらない。
- 評議会で評議員から議案を提案することは認められるか。
- 議案の発議は原則は議長だが、例外的にどのような場合に議長以外に発議が認められるか。それを法律レベルでどこまで書くかは法制局と協議したい。
- 評議会の役割に「教員人事の方針」ということが入ったが、従来どこの大学でも教員人事は教授会の専管事項として運営されてきているであろうから、大きな違いになる。人事の方針について、女性の教官を増やせといった概念的規定のようなことであれば、比較的問題は少ないが、たとえば具体的に、文学部に韓国語の専門家を採ることが望ましいといったことを評議会が大学の方針として出せるものであろうか。
- 人事の基準ということについては、現行、評議会の議にもとづき学長が定めるということが規定（暫定省令）されている。ただ、問題は、基準ということになると、個々人を採用するとき全部あてはまるものということになるので、現実には、たとえば、学位もっていることといった、ある意味では当然予想されるようなことしか書かれていない。大学審議会答申には、教員人事の選考基準が形式的になっているので、大学・学部の教育研究の理念・目標とか将来構想に則して、その水準の向上に実質的に資する内容からなる基準を示すことが必要であり、そういうことを学長が大所高所から評議会の意見を聴きながら全学的な方向性を出し、学部で実際に教員を選考するとき、それを踏まえて学部長が意見をいうことによって、より方針の実効性

を高めていくことが適当である、と指摘されている。その意味では、人事の方針ということで予想されているのは、外国人教員を採用するようにするか、女性教員を増やすといったことであり、個別の、学部、学科の人事に及ぶということは想定していない。

<教授会>

- 教授会の構成員はどの範囲か。
- 現行は、教授会には助教授その他の職員を加えることができることになっていて、各大学の実態も、助教授を加えているところが大半であるが、ただ、審議事項によって、たとえば、教員の選考を行う場合は教授かぎりにしているというように、その構成を変更している例が多いようである。今回、教授会の構成については現行法の変更は考えていない。
- 骨子案には、「……、その他学部等の教育又は研究に関する重要事項を審議する」と「等」が入っていて、この読み方は難しいが、学部教授会については従来と同じ事項を扱うことでよいと解釈してよいのか。
- 学部以外の、たとえば附置研の業務というのは、具体の例示があげにくい。また、重要事項ということについて、入学・退学、卒業、学位の授与以外に、判断が非常に微妙なものをどうするのかという部分で、「その他」ということで、セービング・クローズを設けざるを得ない。重要事項という場合、範囲と事柄の2つの要素がある。そこの考え方を法令的に表すと、こういう書き方が限界かと思う。
- 骨子案の「代議員会」というのは、読み方によっては、教授会と学部長の間には中間的に議決機関を置くことができるというようにもとれる。それとも、教授会が予め問題を限定して審議を委ねるといった性格ということか。

- 教授会の審議事項について、一定の事柄については、特定の代議員を選任し、その方々に任せるといったような処理を可能にしたいというものだが、ただ、この枠組みについては、現在、すでに学校教育法の省令の中で、これに相当することができるようになっている。したがって、むしろ、大きな規模のところを積極的に代議員会を設けることに意義があると思っている。

<教育研究等の状況の公表等>

- たとえば、かなりプライバシーに関わる問題を含んでいる入試の情報開示ということについてはどう考えられるか。
- 入試の成績開示というのは、どちらかというと個人情報に関わることである。個人情報をどうするかということも検討していかなければならないが、情報公開法の問題は別途ある。教育研究等の状況の公表ということは、請求なくして大学が自ら出していくというものであるから、アクセスしようと思えばいつでもできて、オープンに積極的に、また、いろいろな媒体を使って出していくというと、どちらかというとアニュアル・レポート的な性格が強いものと考えている。
- 骨子案では、「教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により総合的に機能を発揮するようにしなければならない」と概念規定的に書いてあるが、法改正上、制度的に何らかの担保をされるのか、それとも大学に任せようとするのか。
- この規定自体は、理念、基本原則を示すものであって、果たしてこれが法律事項になじむかという問題はあるが、規定化することを考えたい。今回、評議会と教授会の審議事項を明確に規定したことによって全学の果たす

べき役割と学部の役割をはっきりすることができたのではないかと考えている。

〈その他関連事項〉

- 法律案を国会提出後、順調に審議が進んだとして、これの省令はいつ頃定める予定か。
- 法律と省令とが相俟って各大学の準備ということになるので、法律が成立したのち、できるだけ速やかに省令を制定し、法律、省令とも施行日は平成12年4月1日としたい。
- どういう省令になるのかが分からないと、学内の通則などを変える検討に入れないので、早く省令案を国大協に示していただきたい。
- 国立大学の独立行政法人化の結論が出るまでに実質あと4年しかない。その間に国立大学がどう改革されたかをわかりやすく社会に示せるか、その観点も大事なのではないか。
- 国立大学が改革を進めるについて、より動きやすい法律であってほしい。

以上のような質疑応答及び意見交換があったのち、「骨子案」について逐条的に審議が行われた。その主な意見は次のとおり。

〔国立学校設置法の改正関係〕

- 大学運営協議会（仮称）の権限について、各大学の概算要求等がここでの了解がないと出せないといった縛りがないようにしてほしい。

〔教育公務員特例法の改正関係〕

- 教授会が教員の選考を行う場合に、学部長等は、大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関する意見を教授会に対して「述べる」とされているが、ここは「述べることができる」とした方がよいのではないか。

〔省令、その他関連事項〕

- 省令をなるべく早く定めるとともに、これを定める以前の段階で国大協の意見を聴く機会をつくってほしい。
- 骨子案にもとづき法律改正を固めたら、国会に提出する前に国大協にみせてほしい。
- 大学改革を進めるうえで、各大学の自己裁量権を拡大することが重要であり、そういう方向で法律、省令の整備をしてほしい。
- 主として教養教育を担う、どこの学部にも属さない、全学教授（ユニバーシティ・プロフェッサー）制を認めてほしい。

最後に、委員長から次のように諮られ、了承された。

骨子案についていただいたご意見を委員長のもとで整理し意見案をまとめさせていただきたい。そして、これについて各委員にファックスでご意見を伺い、そのうえで委員会の意見として、これを2月5日開催の常務理事会に提出することにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会

日時 平成11年4月13日(火) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

成澤, 杉崎, 安永, 大澤, 児嶋, 平野, 後藤, 丹羽, 山田, 高橋, 野村, 二神各委員

豊岡, 齋藤, 岩元各専門委員

(文部省) 高塩学生課長, 関就職指導専門官, 井上厚生係長

佐藤委員長主宰のもとに開会。

委員長から、新たに委員となられた成澤郁夫山形大学長及び大澤健郎上越教育大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、平成11年4月1日付けで、専門委員の大内東京大学学生部長が転任されたので、その後任として、新しく岩元忠幸東京大学学生部長に専門委員を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

2. 報告事項

委員長から、配付資料をもとに次の点について説明があった。

- (1) 平成10年10月26日に就職問題懇談会が開催され、平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業者に係る就職について(申合せ)が審議された。申合せの内容は、平成10年度の申合せとほぼ同じである。その後、企業側の定めた倫理憲章とともに、平成10年12月に公表された。
- (2) 平成10年12月1日現在の平成10年度大学等卒業予定者の就職内定状況の調査結果は別紙の通りであり、就職内定率は大学の場合80.3%で昨年同時期に比し、4.5%減となっている。

この調査は5年前から実施されているが、本年は過去最低の就職内定率である。12月1日現在の就職希望率も国公立大学の場合50.4%で昨年に比し7.6%減となっており、はじめから学生が就職戦線離脱の感がある。今後仮に景気が回復しても数年間は厳しい雇用情勢が続くと思われるので、各大学にはきめ細かい就職指導をお願いしたい。

- (3) 平成10年度第2回全国就職指導ガイダンスが、平成10年11月30日京都産業大学において開催され、大学、短期大学、高等専門学校、企業等の関係者769人が参加した。ガイダンスでは宮本日本女子大学長による「今年度の就職・採用活動と来年度の方向」等の講演が行われた。来る4月19日には、平成11年度第1回全国就職指導ガイダンスが東京大学で開催される予定である。
- (4) 本委員会委員も参加して設置された特別委員会において、大学教育におけるリベラル・アーツの役割について審議し、別紙のとおり、いわゆる教養教育の理念、問題点と改善の提案を内容とする報告を纏めた。6月の総会に報告される予定であり、ご覧おきいただきたい。
- (5) 労働省、通商産業省、文部省合同の地域インターンシップ全国連絡会議が2月23日開催され自分も出席した。会議では平成10年度の

インターンシップについて、各省及び各地域の取組状況の報告及び平成11年度のインターンシップの予算、活動予定について説明があり、意見交換が行われた。

3. 日本育英会の育英奨学制度（平成11年度）について

高塩学生課長から、資料をもとに次のとおり説明があった。

少子化の中で親の教育費負担が重くなっていることに鑑み、18歳以上になれば自立して学べるような社会を目指して、平成11年度は日本育英会奨学金の概算要求を行った。その結果、財政投融资資金借入により育英会奨学金、特に有利子奨学金制度について抜本的拡充が行われた。その内容は次のとおりである。

	平成10年度 (現行制度)	平成11年度 (新制度)
貸与人員 事業規模	約10万人 650億円	約25万人 1,660億円 (1,010億円増)
貸与月額	定額 (自宅外通学の場合) 私立大 5万9千円 国公立大 4万6千円	学生が選択 大学 3万円, 5万円, 8万円, 10万円
貸与基準	高校の成績が平均 3.2以上	①平均以上の成績 の学生 ②特定の分野にお いて特に優秀な 能力を有すると 認められる学生 ③勉学意欲のある 学生
家計基準	(国公立大, 4人所 帯, 給与所得者) 1,168万円以下	(同 左)
返還利子	固定(3%上限)	1,285万円以下 固定(3%上限)

そのほか、従来の応急・災害時の貸与制度を
発展させ、主たる家計支持者が会社等の倒産に
より解雇された場合等を含め家計が急変した場
合に、約1万人程度の予定で無利子奨学金を貸

与する緊急採用奨学金制度が発足した。日本育
英会の育英奨学金は、無利子貸与の貸与人員40
万1千人、事業規模2,121億円を含め平成11年度
の貸与人員は総計約65万人で大学生数の約15%
が奨学金を受けることができるようになり、相
当の改善がなされたものと思う。各大学には前
年に比し、2～3倍の奨学金の枠もお示しして
いると思われるので、各大学で奨学金を有効に
活用されるようお願いしたい。

以上の説明について、各委員により次のよう
な意見があった。

○ 日本学術振興会の特別研究員の給費(約20
万円)と大学院博士課程学生の奨学金(11万
5千円)では金額の差が大きい。その中間的
施策を将来考えてほしい。

○ T. Aの経費は学部学生の教育指導のため
に使用するものと考えているが、独立研究科
に配分されると、ほとんどが修士課程の学生
指導等に研究科内で使用され、本来の学部学
生の教育指導のために使用されない。ついて
はT. Aの経費はサービスを必要とする学部
に配分してもらいたい。学内の経費配分の問
題ともいえるが、T. Aの経費は研究科から
予算要求して研究科に大部分が配分されてい
るので、文部省でT. A経費の要求・配分の
方法を検討してもらいたい。

4. 学生の健康のための「保健管理センター」 活性化に関する要望について

豊岡専門委員から、配付資料により次のよう
な説明があった。

保健管理センターは、昭和41年に、国立大学
に初めて設置されたが、この30年間の学生の疾
病、健康問題の状況変化で、センター設立当初
の趣旨とセンターが直面する問題点に乖離が生

じており、その問題解決のために別紙のとおり新たな方策が必要になっている。本日はその点に関する要望を説明しご意見を伺いたい。

近年、大学院生及び留学生が各大学において増加しており、いろいろなトラブルが生じている。学生の海外渡航の機会増大に伴うエイズや結核の増加、サリン事件に見られるような現代青年の未熟な精神発達、女子学生に見られる摂食障害等の心身症等、さらに生活習慣の顕著な変化による肝機能異常や高脂血症等の増大、日本人学生に比し要健康管理が8～10倍高い留学生の健康管理の必要と経費の問題などへの新たな対応が必要とされている。そしてそのため学生に対し、エイズや生活習慣病の予防、メンタルヘルスの問題を解決する健康教育が急務である。この予防医学は社会的には経済的であり、個人的には質の高い老後の生活を保障することになると確信している。具体的には、健康診断の結果、問題のあった学生に対する健康教育のため、保健センターの教官を学部教育のカリキュラム編成に参加させていただきたい。また講義時間と重複するため健康診断を受けられない学生がいるが、学生が健康診断を受診できるよう講義時間帯を考慮してもらいたい。さらに予防医学促進のために、経費節減の名目でセンターの人員、施設を縮小することは避けていただきたいという要望である。ついてはこの点について各国立大学長及び国立大学協会のご高配を賜りたい。また正規の手続を経ないで各大学に留学している短期研究生等が結核等の感染源になった例もあり、放置できない問題である。しかし、この者達は、現制度では国費による健康診断を行えないので苦慮している。この点についてもご理解を得たい。

ついで各委員により、次のような意見があっ

た。

- 保健管理センターの教官定員は助教授のみであるが、センターの医師として永年精励勤務した教官の処遇のため、センターに教授定員を認めてもらいたい。
- 大学での学生に対する健康教育も必要であるが十分には行えない。高校でも予防のための健康教育を行うよう高校側をお願いするべきである。

以上ののち、豊岡専門委員から、国立大学等保健管理施設協議会で本日お聞きした意見を取り入れ要望書の文章を確定し、委員長と協議した後、国立大学協会に提出し要望することにした旨述べ承され、本委員会として6月の総会にこの件を報告説明することが了承された。

5. 教養教育の改善充実と放送大学との連携協力の推進について

委員長から、次のとおり説明があった。

昨年11月の総会で吉川放送大学長から標記の件について説明要望があった。本日は既に放送大学と単位互換の協定を締結している大学から実施状況について説明願ひ意見交換したい。

ついで鳥取大学長及び熊本大学長から、次のような説明があった。

- (1) 鳥取大学では、教養教育の中心である教育学部で放送大学（教養学部）の83科目を指定し単位互換の協定を放送大学と締結した。放送大学に受け入れてもらう学生数は50人程度とし、放送大学の授業で修得した単位は卒業の単位として30単位以内を認めることとした。始まったばかりであるが平成11年度の受講希望者は0である。

その原因としては、2単位8千円の授業料を支出してまで自分の教養を高めるために受

講しようという学生は少なく、大学での単位が取れなかったときにその補完のために放送大学の授業を考えているようである。また大学と放送大学の試験期間が重複するので受講しない面もあるようである。現在学内で放送大学の授業を放映してPRしているところである。

(2) 熊本大学では平成10年1月に放送大学から単位互換の申し入れもあり、協定を締結した。放送大学に受け入れてもらう学生数は40人程度とし、放送大学の共通科目から外国語と保健体育科目を除いた一般教養科目について30単位以内を各学部の卒業基準単位として修得できることとした。実施は平成11年第2学期からである。単位互換のメリットとしては開設科目の多様化、本学の教養科目と専門科目の時間帯が競合した場合放送大学の受講で教養科目を取得できる点があるが、受講費用、受信設備費がかかるデメリットもある。ついで各委員より次のような意見があった。

- 広島大学では平成10年度に法学部及び経済学部の夜間主コースの学生10人程が放送大学との単位互換制度を利用している。単位互換は夜間主コース等の学生が有効に活用するのかもしれない。
- 放送大学の学習センターが大学から近距離にあると単位互換制度も利用しやすい。
- 単位互換では、放送大学の学生を大学で受

け入れる必要があるが、年齢や学歴等受け入れ基準を考える必要があり、科目等履修生と同様の受講料を徴収しなければならない。単位互換となるとその点難しくなるがそれは今後の課題である。

- 放送大学の全科履修生は4年次に卒業研究を実施する必要があり、近隣大学に協力を求めてくる可能性もあるので、その点も考慮しておく必要がある。

以上のうち、委員長から、この問題は現在進行中であり、今後も折りを見て継続審議することにしたい旨述べ承された。

6. 職業安定法の一部改正について

江澤主事から、4月7日労働省の説明会に出席したところ、労働省では現在の厳しい雇用情勢に対応するため、従来の公共職業安定所中心の職業需給調整の方針を転換し、民間の職業紹介事業等に関する法制度の整備を行う職業安定法の一部改正を準備している旨説明があった。

7. 作業委員会委員について

委員長から、加藤上越教育大学長及び大内東京大学学生部長の後任として、大澤上越教育大学長及び岩元東京大学学生部長に本委員会の作業委員会委員をお願いしたい旨述べ承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会・JUSSEP 小委員会合同委員会

日時 平成11年4月21日(水) 13:00~15:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 内藤委員長

藤井, 吉田(豊), 北原, 澄川, 水岡, 高久, 金城, 加藤, 赤木, 斉藤, 西村, 桂各委員

(JUSSEP 小委員会) 田口, 大川, 高田, 塚越, 中村, 二宮(代理: 長谷川広島大学留学生センター教授), 河野各委員

(オブザーバー) 長谷川北海道大学留学生センター長, 岡川京都大学留学生センター教授

(米国大学協会) Ms. Jane Spalding

(文部省) 小林留学生課海外留学官

内藤新委員長主宰のもとに開会。

委員長就任後初めての委員会開催のため、内藤新委員長より就任の挨拶と協力方の依頼の言葉が述べられた。

続いて、委員長より新たに委員に就任された一橋大学長の石 弘光委員(本日欠席)、大阪外国語大学長赤木 攻委員の紹介、及び代理・オブザーバー・文部省の出席者の紹介があった後、本日2時頃、米国大学協会ジェイン・スポルディング氏が委員会に出席いただくこととなっている旨の説明があった。

[議 事]

1. JUSSEP小委員会委員の交代について

委員長より次のように諮られ、了承された。

これまで JUSSEP 小委員会委員を務められていた名古屋大学留学生センター長の石田教授が3月末に退任され、4月1日付けで塚越規弘教授が同センター長に就任され、これに伴い松尾名古屋大学長より小職宛に委員交代の申し出があったのでお諮りする。

なお、JUSSEP 小委員会委員は、国大協会則では常務理事会が選任する定めであるので、来る6月3日開催の常務理事会に諮り追認を得た

い。

2. ドイツ大学総長会議主催「高等教育分野の改革についての日独セミナー」出席及び同国高等教育機関視察について

委員長より、概ね次のように述べられ、委員長及び藤井委員より、日独セミナー及び同国高等教育機関の訪問視察に関する簡潔な報告があった。

ドイツ大学総長会議の招待により、平成11年4月11日(日)~4月19日(月)にわたり同国を訪問視察した。参加者は、国大協から中嶋嶺雄(副会長・東京外国語大学長)、内藤喜之(第5常置委員会委員長・東京工業大学長)、藤井英嘉(第5常置委員会委員・北海道教育大学長)、石弘光(第5常置委員会委員・一橋大学長)、公大協から荒又重雄(釧路公立大学長)、また文部省からは小松親次郎(幼稚園課長・前官房企画官)の6名である。

3. 「UMAP日本国内委員会会則」等について

委員長より、次のように述べられた。

去る3月25日、UMAP 日本国内委員会が開催され、「UMAP 日本国内委員会会則(案)」等を

審議し決定したとのことで、その委員でもある伊藤事務局長に報告いただきたい。

続いて、伊藤事務局長より配付資料「UMAP 日本国内委員会会則」の朗読・説明の後、次のように述べられた。

第5常置委員会の先生方には、国大協として資金を拠出し協力している関係で、このような会則が作成されたことを披露すると同時に、ご承認いただきたいという趣旨でご説明した。

なお、若干補足すると、UMAP 国際事務局は実態的には未だ参加国からの資金拠出がなく、日本国内委員会が資金的にも支援せざるを得ない状況である。かつて江崎第5常置委員会委員長の時に、国公立大学の各団体と協議し、三者で600万円の分担をすることで合意された経緯がある。

続いて、委員長より配付資料「UMAP 日本国内委員会名簿(案)」に基づき、次のように諮られ、了承された。

去る3月25日開催の UMAP 日本国内委員会の配付資料の通り、次の3名を国大協推薦の委員とする案が提出された。本日、改めてお諮りする次第である。

これについて協議の結果、中嶋嶺雄(再任)、桂 幸昭(再任)、内藤喜之(新任)の3名を国大協推薦の委員とすることが了承された。

なお、来る6月の国大協総会で学長委員の常置委員会所属替えがあることもあり、桂学長には、学長任期満了(5月末)まで委員を務めていただくこととなった。

続いて委員長より、次のように諮られ、了承された。

同会則第10条で、UMAP 日本国内委員会の委員長の諮問に応じ、専門的事項について調査・研究を行う「専門委員会」を設置することとな

り、国大協より2名の委員を推薦することとなった。本日、次の2名を推薦することをお諮りする。

水岡不二雄 一橋大学教授

大河 誠司 東京工業大学助教授

引続き委員長より、次のように諮られ、了承された。

同会則第11条で、UMAP 日本国内委員会の円滑な運営を図るため、委員会に議案等の提出に先立ち、予め問題点や提出資料の整理等を行うワーキンググループを設置することとなり、国大協からも1~2名の委員を推薦することとなった。本日、次の2名を推薦することをお諮りする。

伊藤才一郎 国大協事務局長

野島 博 国大協事務局次長

4. UMAP 理事会及び UCTS の報告について

委員長より、次のように述べられた。

去る1月21日と22日の両日、東京ガーデンパレスで開催された UMAP 理事会の報告を桂委員より、また、UCTS の報告を水岡委員よりお願いしたい。

続いて、桂委員より配付資料「UMAP 理事会(案)仮訳」に基づき、報告があった。その要点は次の通りである。

- (1) 理事会には、李(議長・韓国)、ゴダード、オズボーン(豪州/2名で1票)、フォーゲルバーグ(ニュージーランド)、宋(台湾)、トンイン(タイ)、日本からは中嶋、猪口、谷岡、桂の、合計9名の理事が出席した。その他、国立大学からは内藤東工大学長、二宮広島大教授、水岡一橋大教授、大河東工大助教授、堀田広島大助教授の他、文部省、公立大学等から多数のオブザーバー出席があった。

(2) ゴダード氏より UMAP 国際事務局の権限事項に関する、以下の7項目の提案がありました。9月の総会に正式承認のため提出されることが支持された。また、国際事務局は本権限事項に基づいた国際事務局の機能リストを開発し、これを9月の総会に承認を得るため提出することが承認された。

- ・地域内の UMAP 活動の調整
- ・アジア太平洋地域全域にわたる UMAP 事業の推進
- ・学生交流及び関連事項に関する調査・分析の実施
- ・UMAP 会員と傘下の大学に対する UMAP 情報の提供
- ・アジア太平洋地域以外の国々で学生交流プログラム実施の組織との連絡・連携の促進
- ・UMAP 総会・理事会への事務支援
- ・UMAP 総会及び UMAP 理事会への報告

(3) トンイン博士より UMAP 国際事務局に対して、二つのことが提案された。

- ・国際事務局は UMAP が政府によって承認されるため、メンバー国へ国家レベルでのアプローチをする必要がある。
- ・APEC 人材養成ワーキンググループに働きかけて、UMAP 活動を認めさせ、APEC 加盟国と強い関係を築く必要がある。

(4) 韓国・オーストラリア・台湾・タイは、本年度においては提案された額の2倍を支払うことで一致した。また、UMAP 予算は歴年とすることが決定した。

(5) ゴダード氏は UCTS 利用者の手引きと実施戦略を提出した。実施戦略と試行計画の詳細は本年4月開催のバンコクにおける UCTS ワークショップで説明されることとなった。

(6) 日本は国際事務局の役職数増加の要求を提

案した。日本は水岡教授と二宮教授を含む、事務局の運営の成功に貢献してきた人々のリストを提出した。会議はこの提案に留意し、国際事務局は1999年9月の総会にその提案をするに先立ち、この件についての草案をまとめ、理事会会員に配付し、コメントを受けるように求められた。

(7) 次回会議は、本年9月15日に理事会、9月16日～17日に総会が、韓国で開催されることが決定した。

引き続き、水岡委員より配付資料「UMAP 単位互換方式(UCTS)」利用者の手引き」「UMAP 単位互換方式の試行－実施計画－」「UCTS による単位互換のしくみ」に基づき、UCTS による単位互換の仕組み等の詳細な説明があった。

5. 日米共同事業の概略及び短期交換留学提携校等について

委員長より、米国大学協会プログラム担当部長ジェイン・スポルディング氏の紹介があった。

続いて、ジェイン氏より、昨年10月から始まった今回の新プロジェクトについて、このプロジェクト立ち上げの経緯がカルコンまで遡って説明された。政府レベルの会議から始まった短期交換留学プログラムは5年前、筑波大学・東京大学・九州大学の3つのプログラムからスタートしたが、その後、17大学に増え、それぞれ非常に良質なプログラムが実施されていることにより、日米間に信頼関係が築かれたと指摘された。

今回の新プログラムは日本では知名度が低いが、質の高い教育を実施している大学を日本に紹介するものである。有名な研究大学は、助手やTAが学生を教え、教授が直接教えない所が

多い。学部教育では教育に熱心な大学を選ぶべきであるという主張を展開された。

5月初めに44セミ・ファイナルとして選ばれたアメリカの大学がそれぞれ2校ずつ、提携希望の国立大学名を回答する。日本の5国立大学は自大学に寄せられた中から、各3校を7月初めまでに選んで回答するというスケジュールが説明され、5大学に対して順調に提携希望校が集まっているという経過が報告された。

以上の説明に関して、次のような意見交換があった。

- 9月のオリエンテーションにはどのような人が行ったら良いのか。
- 責任のある人が望ましい。この席に居るような人が相応しい。
- オリエンテーションや現地訪問のスケジュー

ールはどうしたらよいのか。

- 提携希望校によるので、希望校が決まったら米国大学協会が全部スケジュールを作成する。
- 協定は大学間か、学部間協定か。
- 学部間協定だと、他学部の授業が聞けないので、大学間協定である。
- 大学院の学生は参加できるのか。
- 授業料の関係があるので、大学院生は参加できない。

概ね以上のような意見交換があった後、ジェイン氏より、日本国際教育協会の奨学金があれば有り難い旨の希望が述べられた。

最後に委員長より、ジェイン氏に対して、非常に実質的な説明に感謝する旨の謝辞が述べられ、本日の議事を終了した。

第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会

日 時 平成11年4月26日(月) 13:30~16:00
場 所 東海倶楽部「三保の間」
出席者 鈴木委員長

田頭、厚谷、兵藤、岡島、田中、鮎川、金子各委員
板橋、菅原、原各専門委員
(文部省)永山高等教育局大学課視学官、児島国立大学第一係長、吉原国立大学第二係長、高塩高等教育局学生課長、亀井学生課課長補佐、井上学生課厚生係長、合田研究機関課長、西原研究所第二係長、河本大臣官房会計課第二予算班主査、平野専門職員

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日ご出席の文部省の永山視学官、高塩学生課長、合田研究機関課長、河本第二予算班主査他関係担当者の紹介があったのち、議事に入った。

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、中西専門委員(東京大学事務局長)の転任に伴う後任の専門委員として板橋一

太東京大学事務局を委嘱したい旨諮られ、承認された。

ついで、同専門委員の紹介があった。

2. 平成11年度国立学校特別会計予算について

委員長から、平成11年度国立学校特別会計予算等の内容について、初めに予算関係、ついで学生関係について、文部省から一通りご説明をいただいたのちに、意見交換に入りたい旨述べ

られたのち、永山視学官から配付資料に基づき、平成11年度文部省所管予算の概要等について報告があり、引き続いて国立大学の整備充実のための平成11年度予算の主要事項について説明が行われた。

このほかに国公私立大学にも通ずるものとして、科学研究費、日本学術振興会事業、育英奨学事業等についても増額が図られている。

なお、機構整備関係では、学部改組、学科の設置・短期大学部の転換、大学評価機関（仮称）の創設準備、情報研究の中核的研究機関の創設準備の整備等について、その整備が図られる予定である。

また、配付資料に基づき、同視学官から「大学改革の具体的な推進方策」及び「学校教育法の一部を改正する法律案の概要」について併せて説明があった。

次いで、高塩学生課長から配付資料「日本育英会の育英奨学制度（平成11年度）」に基づき、次のように説明があった。

昨年10月の本委員会で、平成11年度概算要求関連の中で育英奨学金に関する説明をさせていただいたところであるが、結果的には、ほぼ要求額どおり認められた。

既に、ご承知のとおり育英奨学制度には、無利子貸与及び有利子貸与の二通りがあり、無利子貸与は、高校以上全学種が対象で、有利子貸与は大学・短大、大学院修士課程、専修学校専門課程を対象としている。

当初は無利子貸与のみであったが、昭和59年度から有利子貸与制度が創設され、平成11年度予算では、有利子貸与を抜本的に拡充することとし、無利子・有利子合わせ、貸与人員約65万人、貸与総額約3,781億円の事業規模となっている。

特に、有利子奨学金の抜本的拡充として、貸与人員が昨年度約10万人のところ、今年度は15万人増の約25万人で、事業規模としても、前年度650億円から11年度は約1,000億円増の1,660億円の規模となっている。また、貸与月額についても、学生の経済的必要性に応じて選択できるようになり、かつ、貸与基準も従前より緩和された措置が図られている。

なお、これ以外に緊急採用奨学金制度の創設が行われた。これは主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇あるいは早期退職した場合とか天災等による被害を受け生活困窮等に陥った場合に適用される制度である。

これら奨学金制度は、親の経費負担の軽減並びに少子化対策の一環ともいわれ、文部省としても概算要求の時点から当該制度に関する抜本的拡充を図るべく増額要求をしてきたところであるが、今回要求どおり認められ、更なる充実が図られたものである。

以上の説明があったのち、質疑応答が行われ、その主な意見は次のとおりである。

- 緊急採用奨学金制度の創設がなされることであるが、これに対する給付金の措置は補正予算で賄われるのか、そのあたりをお聞かせ願いたい。
- 日本育英会からの給付金は毎月毎に、学生に交付される仕組で、支出額の出方によって、足りなくなれば補正予算で賄うことになる。
- 育英奨学経費の増額が図られたことは喜ばしいことではあるが、現状を見る限り広く、浅くという感じがしないでもない。先進諸国、特にアメリカでは、大学院生に対し、研究等に専念できる体制の奨学給費制度が取られている。日本でも、せめて全体額の約20%位を、非常に優秀な学生に重点配分し、研究等に専

念できるような環境づくりをしてもよいのではないか。これは政策的な側面もあるので、そのあたりの文部省としての考え方をお聞かせ願いたい。

- 育英奨学事業は、ある程度、広く浅くとの施策はあるにしても、どの辺りから研究者支援をするかということで、今回の有利子奨学金も修士課程であるが、貸与月額の最高月額を13万円とした。これは学生生活費調査（平成8年度）によると修士の平均月額が約13万円強となっている。また、アルバイト等をせずに育英奨学金だけでも生活できるようにしようというのが主眼の一つであった。また育英奨学金の調査会等でも、いわゆる優秀な人に対する給費制度について、特に博士課程に導入する提言もあり、文部省としても検討した経緯がある。しかし、一方で、日本学術振興会の研究者養成のためのDC（特別研究員）に対する援助もあり、しかも年々拡充の方向にある。仮に日本育英会側が給費制を導入するとすれば、学術振興会との整合性をいかに図っていくか大変難しい側面があるが、重要な課題であると思っている。
- 今年度から、入学料ないし授業料のいずれかの金額が値上げされるやに聞いているが、それはどちらが値上げされることになっているのかお聞かせ願いたい。
- これは来年の入学生からで、入学料を2,000円アップの277,000円とし、前年度比0.7%の増で極めて小幅な上げ幅となっている。現下の厳しい情勢の中で、文部省としても据置きをお願いしたいところであるが、諸般の事情により、平成12年度入学者からこれを適用することになったものである。
- 学長裁量経費の取扱について、昨年の説明

では、設備・施設整備費も含まれているが、それ以外については費目があるにしても、かなり自由に動かしてもよろしいとお話であったが、今年も同様の取扱と考えてよいのか。また、旅費の部分がもう少し増額されれば大学改革等を行う場合にも他機関の方々の意見が聴取し易い状況も生まれるのではないかと考えるが、そのあたりも含め文部省のお考えをお聞かせ願いたい。

- 学長裁量経費は、設備・施設整備費とそれ以外に校費を中心に配分されている。校費の用途に関しては、かなり弾力的なものとなっているが、用途の弾力化といえども、例えば、謝金を旅費に流用するようなことは会計的に好ましいことではない。また、旅費の増額についても、文部省あるいは大学だけの特有の話であれば議論の余地もあり得ると思われるが、これは各省庁間にまたがる話でもあり、現実に増額要求しても難しい状況にある。
- 今日、国際交流が強く叫ばれている状況の中で、外国旅費の予算措置が少ないのは、学長業務等を遂行するうえで、非常に困難を来している。学長裁量で使える外国旅費を大きな大学だけでなく小さな大学にも予算配分をしていただければ願っている。
- 全体額が少ないこともあり、満遍なく配分すると一大学あたり微々たる金額にしかならない。最終的にはトータルの面で、優先順位で考えていかざるを得ない。しかし、要望も踏まえ、見直しの努力はしていきたい。
- 施設整備費が毎年減額の傾向にある。この傾向が続けば、老朽化対策に支障を来すことにもなり、そのための特別な補正予算が措置されなければ大学にとっても困る状態になるのではないか。

- 特別会計予算の枠内で、どうしても減らすことの出来ない部分を詰めていくと、例年と同じ位になってしまう。新しいことをやるとすれば、予算的な伸びがないと難しいし、近年構造的にそのような傾向が見受けられる。また、最近、老朽・狭隘化が集中的に来ており、なかなかそれに追いつけないのが現状である。
- 研究支援体制の充実・強化ということで、幾つかの支援体制経費が積算されているが、その中で研究支援推進経費に関する各大学の活用状況等について、お聞かせ願いたい。
- この研究支援推進経費は、特殊技能等を有する人材の活用を目的に、退職後も非常勤として雇用できるシステムで、技術職員等が対

象となっている。これに対する大学側からの反応としては、大変有為な制度との意見がある一方、雇用単価が低いので人材確保が難しいとの意見もお聞きしている。

概ね以上のような意見交換が行われ、文部省各担当者が退席されたのち、委員長から、昨年の要望書を大蔵省主計官に手渡した際、学部別授業料について強い要請があったが、引き続きそのようなことのないよう要望した旨の発言があった。

次いで、学生納付金に関する要望書について、今年度も引き続き要望していく方向で考えた旨述べられ、了承された。また、情報公開法についても意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成11年4月21日(水) 15:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

吉田(豊), 荒川, 吉田(洋), 山崎, 西塚, 原田, 齋藤, 江口(代理:原田)各委員
大山専門委員

(文部省) 木谷医学教育課長, 山口企画係長

鈴木委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

1. 医学部入試における情報開示について

委員長から、次のとおり説明があった。

第2常置委員会で国立大学の入試情報開示に関する基本的考え方を審議している。その中で「面接・小論文、実技等の点数化や段階、合否評価等の作業は微妙な作業であるが、点数等は原則的には通常の入試個人情報と考えられ、その開示請求に対しても積極的に取り組むべきである。」との考え方が出されている。医学部の入試

では、面接試験を重視しているが、面接の結果不合格となった受験者から、面接試験の点数・評価及び不合格とされた根拠、基準等について情報開示を求められた場合どのように対応するのか、大学審議会等で提言されている入試の多様化の方向に対し、情報開示の問題がブレーキになることも考えられる。本日は医学部入試の面接試験に関する情報開示の問題についてご審議願いたい。

ついで各委員により、次のような意見交換があった。

- 米国の大学医学部等は、一定の学力がある

者について、十分時間をかけて面接試験を行い、総合的に合格・不合格を通知するが面接で不合格となったかは本人にはわかる。しかし、それは是非が争われて裁判になるようなことはない。その点、日本の社会は、そのようなことを受容できる成熟した社会になっていないので問題になるのではないか。

- 面接試験で評価する場合の項目・基準をきちんと作り、受験者への説明ができれば今後の対応も変わってくる。現在、日本の各大学医学部の中でどのような性格が医師に不適という基準が確立されていないことが問題である。それでは面接の結果、不合格とした者に対する説明責任が果たせない。
- 面接試験の評価は試験官の主観の評価であるが、何人かの試験官が一緒に面接し、面接時間をかけることによってある程度面接の評価が客観的評価になる。
- 複数の試験官である程度の時間面接し、何人以上の試験官が不適と判断した時ならば、裁判で不合格としたことを争われても大学の主張が通るのか、その辺技術的問題でもあるが、各大学でその技術的な標準仕様をつくらなければならない。
- 面接試験の評価の説明は難しいが、情報公開法の精神から見て、基本的には情報公開の方向に向いている。
- 現在、医学部で行っている面接試験は、面接時間が1人に対し5分乃至20分程度の短時間であることが問題である。
- カルテの情報開示と同様に、入試の情報開示でも、明らかに本人に不利益になり、ダメージを与えるような情報は開示しないことが原則ではないか。例えば本人の性格の欠点を開示することが良いかどうか。

- 関西の方の大学では、受験生の入試成績を所属高校に知らせているが、これは個人情報開示の点から考えると問題である。
- 学力試験の点数・順位だけなら、本人の請求により開示してもよい。
- 医学部入試の場合は面接試験で医師となる資質の有無を見て、資質の無い者を不合格とするのであり、算術平均で合格が決まるわけではない。募集要項に学力試験、面接試験、内申書等を総合的に判断して合格を決定することを記載して事前に周知しておけばよく、面接試験での受験生の欠点を具体的に開示しなくてもよいのではないか。
- 現在行われている面接試験を点数化できるか、またその配点をどうするか、自分は面接試験には学力試験のような点数はつけられないと思うし、定性的な面接試験は不可・可の評価で表すはかないが、総合的に判断していることを全部開示できるか。
- 自分の大学では、3人の面接官で面接を行い、A、B、C、Dの4段階で評価し、Dの者は学力試験の成績が良くても不合格とするが、殆ど不合格者は無い。情報開示になりDとなった基準を受験生に聞かれた場合、各面接官がDと評価した理由はそれぞれ違うと思うので基準を示すのは難しい。どこまで開示するのかそのレベルが問題である。面接試験に関することをすべて開示しなければならないことになると、大学が困惑する場合が考えられる。
- 地域の医師確保のために地元の受験生の合格枠を決めるようなことも、情報開示と絡み種々問題が出てくる。
- この問題は情報開示というより評価システムに関係しており、評価システムに馴れている

ない受験生や父兄等から面接試験について情報開示すれば色々なことをいってくる可能性がある。評価された若い受験生に与える影響も大きい。評価システムの客観性確保は各大学で考えるべきもので統一はできない。そこで評価の開示の方法について工夫すべきである。自分の大学の医学系大学院では、学力試験で合格者を一定の人数決定し、それらの者を10人程の面接官で面接し、誰もが性格的・精神的におかしく医師に不適格と思われる者は不合格としている。この場合は学力試験では合格し、面接試験では不合格ということである。受験生全員を面接するのかどうか、面接試験は点数はつけられず合否しかない。学力試験と面接試験は切り離して考えるべきで、両者を込みにして考え点数を組み込むと話が複雑になる。医学部の面接試験で考慮することは、地域の医師としての定着、受験生の年齢その他種々の要素があり、どこまで開示するかは、ケースバイケースで面接官等による学内委員会を設置して検討するべきである。

- 学力試験での足切りは良くないという考え方で、全員を面接しようとする時間が足りず丁寧な面接ができない。丁寧な面接のためには足切りが必要になる。
- 自分の大学では、面接試験と他の問題が絡んで長期間問題となっている。面接試験の情報開示のためには大学が明確なデータをもっていなければならないが、全部開示するのは難しい。ある程度情報開示について歯止めが必要である。その点を検討して各大学間で共通理解をもっておくことが必要である。
- 面接官が何人かで十分の時間かけて面接試験を行うことが、情報開示で苦情が出た場合、

相手を納得させることになる。あとは我々教育者の判断を信じて貰うほかない。

- 一般の情報開示と個人情報開示は別である。後者は教育的見地その他の各大学の判断により行われるものと思う。米国ではどのような方法で合否判定しているかの一般情報が開示されているが、日本は開示されていないので不信感がある。その意味で一般の情報開示を積極的に行うことが後者の部分を非開示とすることと関連してくる。

以上の後、委員長から、次のように述べ了承された。

医学部入試の面接試験の情報開示について、少なくともある程度の歯止めを考えるよう情報開示の仕方を考えていくこととし、今後も継続審議していきたい。

2. 医学部入試で生物を課すことについて

委員長から、次のような説明があった。

朝日新聞が国立大学の医学部入試で生物を課すことが、国立大学協会で決定したような印象を与える記事を報道し色々な反響があったが、生物を課すことについて反対の意見は無かった。要は、医学部受験生は高校で生物を学習してきて欲しいということである。現行制度下でも、各大学が第2次試験で生物を課すことを決めれば実施できることであるが、1大学だけで実施するとその大学を受験生が敬遠するということが起きるので、大学入試センター試験で物理、化学、生物の3科目を受験させるのが良いと思う。この問題は医学部長会議でも検討しているようであるが結論がまとまるかどうか判らない。

ついで各委員により次のような意見交換が行われた。

- センター試験の日程上、現在は物理と生物が同じ時間に行われているため両方は受験できない。この点の改善について第2常置委員会で入試センターに検討するようお願いしてある。
- 大学受験の時に、生物が不必要であると、高校で生物を学習せず、高校で不要だと中学でも生物を学習しない。そのような者が医学部に入学してきては困る。
- 国立大学でなくても10程度の総合大学医学部が一斉に実施するならば、医学部入試に3科目を課すことは実現できると思う。そうすれば他大学も後からついてくる。
- 高校では、在学中に3科目中2科目しか学習できないようなカリキュラムになっているところが多く、カリキュラムの改正が必要になるので、医学部入試で3科目を課すのであれば、事前に周知して実施は数年後からということになる。
- どのような入試を行うかは基本的には各大学で判断する問題である。入試に3科目を課すことも国立大学医学部が一斉に実施しなければならないというものでもない。3科目を課すと受験生が逃げるといっても入学定員割れが生ずるような状況ではない。逃げるような受験生は不要という大学があってもよいのではないか。また入試に生物の科目を課すのではなく、適性検査、総合問題等の形で生物の考え方を試験することも考えられる。
- 米国では医学部に入学する前に4年制のカレッジで医学部等で必要な学習をしてくる。日本にはその課程がないが日本の高校の学力レベルアップが望めないのであれば、米国と同じような制度を採らざるを得ないように思う。医学への目的意識も18歳より22歳になれば

ば明確になってくる。

現在の6年間の医学部で医学教育、人格教育・教養教育をし、さらに高校教育の補習教育まで行うのは無理である。

- 学士入学が始まったばかりであるが、それが拡大していけばメディカル・スクールの道も開けてくる。
- 21世紀医学・医療懇談会第4次報告では、メディカル・スクールは将来の検討課題とされ、方向としては正しいとの考え方が示されている。そのためにはメディカル・スクールの入試、カリキュラム、教員組織等がどのようになるか研究が必要であり、文部省としてそれらの点を今後検討していきたい。
- 医学部入試については、現実を見ると生物を課している大学は少ない。これまで医学部自身が物理と化学を重視してきたともいえる。
- 昔は生物を高校で学習して来なくても医学教育ができる時代があったが、最近では分子生物学、遺伝学等が出てきて、医学部はもちろん工学部等で学ぶ者もこれらが理解できなければならない時代になってきており、高校で生物を学ぶ必要がある。
- 医学部入試に3科目課すことについての障害はいろいろあり、それを克服して実現すべきであるが、そのためには全大学医学部が、医学教育のため高校での生物教育が必要であるとの支持をしないと実現できない。
- センター試験で3科目を課すのが唯一の選択肢か、センター試験で生物を含む2科目を課すこと、また日程を同じくする数大学が2次試験で生物を課すことなども考えられる。
- センター試験で生物を課すことが一番簡単と思う。その次はセンター試験か2次試験い

- ずれかで生物を受験せよということである。
- 教養部がなくなったが、大学で医学教育のために生物を教える教養教育のカリキュラムも考えなければならない。
 - 医学は急速に進歩しており、どこまで医学部で教育するのか、すべて6年の医学部で教育し専門教育を完成するという考えも見直す必要があると思う。卒後臨床研修でもコア・カリキュラム等の考えが出ている。その意味でメディカル・スクールの方向や大学でどこまで教育するのか等考えていく必要がある。
 - 厚生省では、2年間の卒後臨床研修制度を考えており、専門医制度をその上に考えてい

かなければならないが、難しい問題を含んでいる。自分は医学部教育と専門医制度がきちんとできれば卒後臨床研修制度はいらぬのではないかと思っている。

以上のうち、委員長から次のとおり述べられ、了承された。

医学部入試に生物を課すことについては、医学部、歯学部、理学部、農学部関係で強い要望があり反対意見はないものの、すぐ実施に移せるものでもなく、医学部長会議等と協同して推進する方向で引き続き検討し進めていきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成11年3月30日(水) 13:00~15:20

場 所 国立大学協会会議室

出席者 木下委員長

吉原(代理:白井福島大学教育学部教授)、貴志、岡本、矢谷(代理:藤原三重大学副学長)、加茂、溝上、野村各委員
横須賀、山崎、篠田、山田、羽田各専門委員

木下委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、吉原委員の代理として出席された白井福島大学教育学部教授及び矢谷委員の代理として出席された藤原三重大学副学長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

委員長から、昨年10月の本委員会で「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」の実施に関し、当該調査原案をもとにご審議をいただき、ご了承をいただいたところであるが、これを基に昨年11月2日付けで各国

立大学長及び教育学部長を対象に調査依頼をさせていただいた。

その後、医科系の大学を中心に、約20位の大学から、いわゆる教員免許状の課程認定を受けていないためという趣旨の回答も含め、ほぼ100%に近い回答をいただいた。これも各学長及び教育学部長の多大な協力の賜物と感謝する次第である。

これら回答を基に、調査アンケートの分析等を行うべく、大阪教育大学米川教授にコーディング等をお願いし、それをさらに本年早々、この調査の諸集計、調査のデータ分析さらにそれらの考察ということで、山田専門委員を中心にして検討を重ねて来たところである。本日も午

前中に専門委員会を開催し、今までの検討結果も踏まえた、いわば第一次報告書的な原案の取りまとめをしていただいた。まだ、不十分な点等が幾つか残っているが、基本的な取りまとめとしては、ほぼ当初予定した段階まで集約できていると考えている。

今後は、本日の本特別委員会委員の先生方に忌憚のないご意見、ご指摘等をいただき、それらの意見等も踏まえて、最終的な取りまとめをしたうえ、出来るだけ早い機会に本調査の第一次報告書として刊行したいと考えている。また、この報告書が、今日の国立大学を取りまく厳しい状況の中で各大学・学部が取り組んでいる教育改革の面において、参考の一助となり得るものであることを願っている。

なお、当初、本調査実施段階で教員養成問題を考えた時には、大学関係者だけでなく、他の教員養成機関や各都道府県の教育行政機関等も含めた意向調査も想定したが、先ずは、大学関係を中心に実施することとした。他の機関については本調査の最終報告が一段落した段階で、次なる課題として検討願うことになろうかと考えている。

以上のような経過説明があったのち、本報告書の原案作成にあたり、中心的な役割をしていただいた山田専門委員から、当該原案について経緯等も含め一通り説明願いたい旨、述べられた。

次いで、同専門委員から、只今の委員長説明に尽きるわけであるが、補足的な形で説明を申し上げたい。

今回の本調査のまとめに当たり、特に、大阪教育大学の統計の専門家でもある米川教授にご協力願ひ、資料整理や集計等を迅速に処理していただいた。それを基に本専門委員等で種々検

討を重ねて来たが、本日お手元にお配りした「今後の教員養成と教育学部の在り方について」の原案をまとめた次第である。なお、今回の調査における大きな項目として、次の三点に重点を置き基礎的調査を行った。

第一に、教育学部の置かれている今日の状況も踏まえ、特に、3年間で学生定員5,000人削減の問題に焦点をおいて、学部の改組・改編の進捗状況や問題点等について尋ねた。

第二に、昭和63年に免許法が改定されて10年を経過したが、前回改定による成果や問題点が、なお十分に吟味されていなかったこともあり、その点を踏まえつつ、今回の免許法改定にどのように対応しようとしているか、制度をどのように受けとめているか、実施についてどのような問題があるか等について尋ねた。

第三に、大学院修士課程の教員養成における役割やその在り方についての全般的な事項と、教育職員養成審議会第二次答申に基づいて、「特に、高度専門職業人養成のための1年課程の特化された修士大学院」への対応等について尋ねた。

以上のアンケート調査に対し、既に回答をいただいでから時間的な経過もあり、また、この間における大学を取り巻く事態も刻々と変化している状況にあることも踏まえ、早急に調査結果の報告書をまとめる必要があろうとの認識で、この三点をそれぞれ役割分担したうえ、それを基に本日の午前中に専門委員会で検討を行った。

その結果、この案を第一次報告書としてまとめる方向でご審議願うこととし、さらに、今後の事態の推移も見つつ追加調査等も加えて、第二次報告書あるいは最終報告書へ段階的に進めていくことが望ましいとの話し合いが行われ

た。

ついては、第一次報告書（案）の骨子でもある三点について、各役割担当の専門委員から一通りご説明いただいたうえ、ご意見を賜りたい旨述べられたのち、各担当専門委員より配付資料に基づき、それぞれ担当の下記事項について説明があった。

I. 国立教員養成系大学・学部の改組・改編について（担当：山崎専門委員）

II. 教員免許基準の改定に伴う教員養成カリキュラムの現状と新しい対応について（担当：横須賀専門委員）

III. 教員養成と大学院の役割について（担当：羽田専門委員）

以上の説明があったのち、意見交換が行われ、文案の一部修正については、専門委員会に一任

することとし、原案（第一次報告書）どおり、承認された。なお、第二次報告書あるいは最終報告書についても、引き続き検討して行くことで、了承された。

2. 特別委員会委員及び専門委員の委嘱について

委員長から、加茂委員（京都教育大学長）の学長任期満了に伴う後任の委員として、愛知教育大学長仲井 豊氏、また、山田専門委員の退官に伴う後任の専門委員として、奈良教育大学教授八尾坂 修氏に、それぞれ委嘱したい旨諮られ、承認された。なお、八尾坂氏については、本特別委員会専門委員会の委員もお願いすることです承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学評価に関する特別委員会

日 時 平成11年2月4日（木） 13：30～15：45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

四ッ柳、金子、鈴木、中嶋、松尾、丸山、立川、内田、田中各委員

伊藤専門委員

（文部省）長谷川企画課長、岩本企画課長補佐

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ 大学評価のあり方について

(1) 第三者機関に関する予算措置、及び第三者機関設置に向けた今後の段取りについて

文部省長谷川企画課長から概ね次のような説明があった。

平成11年度概算要求において、第三者機関の創設準備経費、及び要員の定員が要求どおり措置された。これにより4月以降、創設準備委員

会を設置して平成12年度創設に向けて準備を進めていくことになる。大学審議会答申において、第三者機関は、大学関係者の参画を得て運営を行いその専門的な判断に基づき自律的に評価を実施する、という性格から、大学共同利用機関と同様の位置づけとされたが、準備段階においても、機関そのものの性格と答申の趣旨を十分踏まえ、関係者との連携を図りながら準備を進めていくことが必要と考える。平成12年度機関設置となると、11年8月末にこれの概算要求ということになるが、それには、評価機関の組織

編成、評価についてどのようなコンセプトのもとに実施するのか、また、調査研究、情報収集・提供といった基本的な方向、枠組みを整理する必要がある。ただ、その時点で、具体的にどのような項目について、どのような形で評価を行うのか、評価結果をどのように活用するのか、といったところまで固めるのは難しいと思っており、また、そうすべきでないと考える。概算要求の考え方からしても、基本的な枠組みなり方向づけといったところを整理し、あとの具体的な事柄については、機関が設置されるまでの間に創設準備委員会において、本委員会そのほかからの意見、科研費の研究会の状況なども参考にしながら時間をかけて検討を進めていただくのがよろしいのではないかと考える。

ついで、12年度機関創設に向けてのタイムスケジュール、概算要求内容、創設準備委員会における検討事項、独立行政法人化問題との関連を巡って、質疑応答及び意見交換が行われた。

(2) 「大学評価機関に関する研究グループ」における研究状況について

文部省岩本企画課長補佐から、科研費の研究グループにおけるその後の研究状況について概ね次のような説明があった。

去る1月11日に研究グループの本会合が、同月18日にW・Gがそれぞれ開かれ、これとは別に、海外調査として1月末にイギリスに広島大学安原助教授が調査に出向かれた。

研究グループでは、目下、評価についての考え方の基本の部分について、配付の「論点メモ」にあるように、教育評価と研究評価に分けて研究いただいている。

〔教育評価について〕

特に、何のために、どのような観点からどのような評価を行うかという基本に立ち返り、評

価の趣旨や評価結果の活用の仕方から見て、どのような点を把握・分析し、何を明らかにしていかなければいけないのかということが議論されている。評価の趣旨については、大学審議会答申の中で、「大学にフィードバックし自己改革を支援・促進する」ということが強く出されているので、この観点に立ったときに、具体的に各大学の自己改革というプロセスの中でどう位置づけていくのかということ进行分析しなければならないのではないか。その際に、目的・目標についてはどう考えるか、教育のプロセスとか体制について評価していくのか、教育の達成度について評価していくのか、さらに、そういったものの背景とか要因というところまで立ち入って評価していくのか、などいろいろなことが考えられるが、具体的にどのような点を評価していけば自己改革に資するものになるかといったことを議論している。また、「社会への説明責任」ということも答申でいわれているので、この観点から考えるとどういう評価になるのかという点で研究されている。評価尺度については、たとえば、その大学が設定した目的に合致しているか、設定した目標に貢献しているか、とか、国際的あるいは国全体として求められる要請の度合いや大学改革における要請の度合いに照らした評価、といったことが意見として出ている。評価の対象については、各学部・学科単位を原則とするとしても、全学的な評価が必要な場合もあろう。また、学部教育と大学院教育との違い、専門分野による違い、さらに研究者養成に重点を置く研究科と高度専門職業人養成に重点を置く研究科の違いというように、いろいろな違いがあり、そういったことに留意する必要があるという意見が出ている。なお、評価指標については、具体的にケーススタディも含めて研究

していく必要があるが、基本的な考え方としては、評価者の判断に重点を置いた指標、数値的なデータに重点を置いた指標、またそれらの組合せによる対処といった意見が出ている。

〔研究評価について〕

研究評価については、分析が難しいが、諸外国の調査結果なども参考にしながら、わが国で行う場合、評価の趣旨から考えてどうなるか分析する必要があるということが提言されている。特に、大学にフィードバックして自己改革を支援・促進するという観点に立ったとき、研究のどの部分について評価していくのかという点についていろいろ意見が出ている。たとえば、国際的な水準や全国的な水準に照らしてどうかという尺度により各研究機関のポジションを明らかにするということが答申でいわれている、自己改革の支援・促進という点からみたときにどういう意味があるのか。各大学の研究目的・目標に照らした評価をしていくというアプローチになるのかどうか。その場合、各大学の研究目的・目標というのは何なのかという点。これまで、それぞれ自己点検・評価の形で自己改革を進める中で、目的・目標がどの程度明確になっているか、また、具体的評価をしていくときにどの程度明確にしていかなければならないのか、といったことなどが議論のポイントになっている。また、評価尺度については、実際に国際的な水準というものを考えたときにどうか。全国的、国際的な水準ということは、研究評価の場合は当然考えられるという意見がある一方、分野によっては国際的な水準を尺度とするのは難しいのではないかという見方もある。それから、評価の対象として、研究志向の強い大学とそうでない大学を同じような評価で進めていけるのかどうかという疑問、萌芽的研究や先端

的な研究の促進に重点を置いている場合、あるいは実用性に重点を置いている場合にはどうかといった意見が出ている。

(3) 「第三者評価機関についての考え方」について (W・Gからの報告)

委員長から、前回W・Gを設け、立川委員に座長をお願いしたが、その後のW・Gの審議状況についてご報告いただきたい旨述べられ、ついで同座長から次のように述べられた。

W・Gの人選については、委員長と相談し、学長を中心に丹保、松尾、田中、立川各委員、阿部委員長及び天野、金子各委員という構成とした。この4月から、第三者機関の創設準備室が設置され、そのもとに創設準備委員会が動くことが予定されているので、国大協としては相当議論を加速する必要があるという委員長の意向で、大学評価に関する基本的な考え方をまとめることとした。そこで、1月に入って2回W・G会議を開いて議論し、また、この間、ファックスを交換するなどして、短期間に集中的に検討し、第三者評価機関についての考え方を整理した。配付の「第三者評価機関についての考え方」がそれである。何分かぎられた時間であったため、十分検討できているといえないし、形のうえでも文言その他煮詰めきれていないが、これまでの検討結果をご報告したい。

引続き同座長から、まとめの「要旨」(2頁)に沿って概ね次のような説明があった。

初めに、第三者評価機関が必要になってきた背景を述べている。これが国立大学に定着し、大学に対する社会的なさまざまな批判、あるいは要望に応えつつ大学の自己変革に寄与しなければならないであろうという基本的な考え方のもとに問題点等を整理した。

〔基本的な理念〕 まず、第三者評価機関の基

本的な理念として、①教育・研究の高度化と効率化、②透明性と自主性、③開放的で進化するシステム、の三点を挙げた。第三者による評価の目標は、大学における教育・研究水準の高度化であり、同時に効率性を大学に厳しく迫るものでなければならないが、短期的に「効率性」を目的化してはならない。そうであるならば、国立大学としての活動内容を積極的に国民に開示して透明性を高めておく必要がある。それは評価の手続き自体が透明であると同時に、大学自身が評価の過程に主体的に関わることも必要である。これは情報公開とも通じることであるが、非常に多様な多目的な活動を他律的にすべて律することはもともと無理であり、当然のことながらそれぞれの組織がある種の選択決断をしていかなければならない。そのときに、やはり緊張感をもたせるためにも情報公開が必要であろう。そういう中で、大学が自律的にも自己変革が行われるであろうというのが2番目の考え方である。3番目は、評価というのは大変難しく、完成したシステム、固定したシステムはあり得ないだろう。そうすると、さまざまな状況変化に応じて絶えず変革し、適応していくような進化するシステムでなければならない。この組織そのものが、学習能力があって変化する状況に適応して、いつも改善していけるように固定的なものであってはいけないということである。この3つが基本的な考え方として提示されたものである。

〔評価の形態〕わが国でも諸外国でも、さまざまな機関が多様な目的で評価が行われている。それは、分類の仕方によって変わってくるが、評価の対象としては、機能の視点として、教育、研究、社会サービス、単位として、個

人、学科・学部、大学、さらに局面として、インプット、プロセス、アウトプット、メタ・プロセスという形で提示した。それから、評価の方法としては、定量的・客観的あるいは定性的・主観的という括りが考えられる。ただし、両者は必ずしも境界が明快ではない。評価の基準としては、外在的あるいは内在的の基準があろう。また、結果の表示方法については、それぞれの大学でという方法も大学間で横並びという方法もあろう。さらに評価を利用する主体は、第一に大学自身であるが、文部省、学生、社会、メディアにおいても用いられることが考えられる。これらの機能に対して、さまざまな改善のモメントを期待すると同時に、一方では、ある種の予算や補助金配分の選別機能に力点を置くということも考えられる。

〔具体的事例〕評価機関の評価の形態について、検討の材料として3つの具体案を示した。A群は、大学情報データバンクである。これは、すでに大学でも文部省でも随分持たれていると思う。各種の大学統計を収集し利用可能な形で提供するもの。この場合、予算の規模に応じたスケールでやることは可能であり、これをある程度整理したり加工しながらさまざまな評価に使えよう。B群の考え方は、大学基準協会などが行う評価とも比較的似ており、これを選択するについては同協会と何らかの調整が必要になろう。C群は、それぞれの大学で特徴となるような教育研究の試みがあれば、そういうものを積極的に取り上げて評価しエンカレッジしていく。これはこれからの大学を変えていくきっかけになるかもしれない。ここに挙げたA群からC群は、これがすべてではなく、他にもまだ考え方があ

るかもしれない。あるいはこれらを融合的にやることも考えられよう。

〔評価を活かす条件〕 評価についての基本的な考え方を繰り返し述べ、評価を具体化するについてはさまざまな制度的、予算的な支援が必要であるということを謳っている。

以上が、まとめの要点である。

なお、W・Gとしては、この問題の重要性、緊急性ということから、本委員会等の了解を得

たうえ、早急にこれを各大学に送って学内の検討の参考に供し、国大協全体として評価についての議論を加速することが必要ではないか。また、場合によっては、各大学の意見を集約して何らかのアクションをとることもありうるのではないか、ということが議論されたことを付言しておきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学評価に関する特別委員会

日 時 平成11年4月2日(金) 13:00~15:00

場 所 東海倶楽部「霞の間」

出席者 阿部委員長

丹保、四ッ柳、金子、中嶋、松尾、有本、立川、内田、田中、天野各委員
伊藤専門委員

(文部省)長谷川企画課長、岩本企画課長補佐

(学位授与機構)井上管理部長

阿部委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、「大学評価機関」(仮称)の創設準備室が置かれる「学位授与機構」の井上管理部長のオブザーバー出席について諮られ、了承された。

〔議 事〕

1. 平成11年度予算の成立と大学評価機関(仮称)の創設準備等について

文部省の長谷川企画課長から概ね次のように説明があった。

新年度に入り、大学評価機関(仮称)の創設に向けた実際の準備段階に入った。経過としては、昨年の概算要求の過程において大学評価機関の創設ということで関係当局と折衝を重ねたが、厳しい定員、財政状況の中で、これを独立の機関として新設することはむずかしい、既存

の機関の改組拡充という形で考えることが必要ではないかという議論のやりとりの結果、基本的にその方向を含んだ評価機関の創設準備という措置がなされた。大学共同利用機関等の中で大学評価に適している機関は、学位授与機構であろうということで、学位授与機構を母体として、これまでの機構の業務に加えて大学評価の業務を合わせて担う機関として改組拡充する方向となった。去る2月22日開催の学位授与機構評議員会で同機構の拡充改組についてご了解いただいた。創設準備は、現在の学位授与機構の中に大学評価機関(仮称)創設準備室を設け、木村学位授与機構長が創設準備室長を兼務する。また、創設準備室の執務室は、千代田区永田町にある学位授与機構の分室の会議室を当てている。そして執務体制としては、予算上は教授が1名、課長クラスの事務官1名(主幹とし

て4月1日付発令)だが、これに加えて高等教育局企画課付にしたうえで創設準備室で勤務する係長、係員1名、非常勤の職員1名の体制を敷いている。なお、教授については、発令に向けて学位授与機構長と相談しているところである。創設準備室での当面の取組みは概算要求の準備であるが、その準備をすすめていくについて、創設準備委員会を設けて行うことになっている。これには、国立大学、公立大学、私立大学関係者ととも学識経験者をも加えた構成を考えている。

以上のような経緯であり、今後、学位授与機構と密接に連絡をとりながら、また、この委員会でのご意見も参考にして、創設準備に当って参りたい。

なお、科研費の研究グループの研究の状況については、創設準備の参考とする議論をしてきていただいているところであり、現在のところ、この夏を目標とする日程で整理してまとめを行う予定と聞いている。

以上の説明について、学位授与機構を改組拡充して大学評価の業務を担わせるとの説明を中心に質疑応答及び意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

学位授与機構では、評議員会で今の機構の業務に新たに評価の業務を加えることについてさまざまな意見があったが、最終的にこれを受け入れ、大学評価機関創設準備室を機構の中に設けることとなった。本日の議論の中でも指摘があったように、評価機関が機構の付随といったことにならないよう、大学審議会の答申の趣旨が矮小化されることがないように、12年度概算要求をお願いしたい。

2. 「大学評価機関についての論点整理」について

初めに委員長から、W・Gで取りまとめていただいた「大学評価機関についての論点整理」について説明を伺ったうえ、今後の審議の進め方を含めてご意見を伺いたい旨述べられた。

ついで、立川W・G座長から次のように述べられた。

前回委員会に提示しご意見を伺った「大学評価についての基本的な考え方」について、いただいたご意見を踏まえて引続きW・Gで検討した結果、これを「大学評価機関についての論点整理」として取りまとめた。基本的には前回提出した分と変わらないが、若干加筆したほか、字句等の修正を行っており、改めてこれの骨子について説明したい。また、この「論点整理」なども参考にさせていただいて、「大学評価機関」について各学長方から個人的なご意見を伺うこととしたいので、その関連資料についても合わせて説明したい。

以上の前置きののち、同座長から、資料「大学評価機関について意見送付のお願い」、「大学評価機関に関する特別委員会からの報告」、「大学評価に関する特別委員会名簿」、「第三者評価機関による評価にあたっての留意点」(平成10年11月)、〔大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者評価機関」の具体化に関連する要望書〕についての説明に引続き、「大学評価機関についての論点整理」について次のような説明があった。

全体の文章構成としては、「はじめに」で、第三者評価機関(以後「大学評価機関」という。)構想が浮上してきた背景、必然性を記述し、「1

基本的な理念」では、大学評価機関のあるべき姿について、「2 大学評価の構成要素」では、諸外国の事例なども参考にしながらどういう評価のあり方があるのか、「3 具体的な検討の方向」として、わが国ではどのような評価が考えられるかということで、具体的に3つのオプションを例示した。なお、参考のためにOECD諸国などの事例を付した。

〔1 基本的な理念〕

第一点は、大学評価機関による大学評価の目的は「教育・研究の高度化と活性化」であるということ。これは、これまでの大学が社会的に大きな役割を果たしてきたけれども、一方では、さまざまな批判があり、改革を求められている。そういう意味で、大学評価機関が大学の高度化・活性化に資するものでなければならない。

第二点は、「透明性と自主性」ということ。これは、これまでのそれぞれの大学は主体的に教育・研究を担ってきたし、また、高度化・活性化を図ってきたが、情報公開ということがいわれているように、それらの活動に透明性がある、外にそれが見えることが大事である。そういう中で、緊張感をもって自律的な大学評価、改革ができる。

第三点は、「開放的で進化するシステム」が実効ある大学評価機関をつくっていくうえで重要であるということ。これは、評価というのは固定的な物指しがあるわけではなく、状況に応じて変りうるし、また変革しなければならないということでは、決して固定的に考えるわけにはいかないのであって、やはり変性がビルトインされていて、絶えず変革しながら、よりよい機構、物指しをつくっていく、そのことが大学に還元されるようなシステムとしておくことが必要である。

〔2 大学評価の構成要素〕

大学評価の側面について、①評価の対象、②形態と方法、③期待される機能、の3つに分けて整理した。

「評価の対象」については、研究、教育、社会サービスといった大学がもつ機能のいずれに着目するか、評価の単位として、個人、学科・学部、大学のいずれに視点を置くか、さらに着目する局面として、インプット、プロセス、アウトプットという形で示した。次に「形態と方法」ということでは、評価の主体と視点が大学内か大学外か、定性的情報・内在的尺度か定量的情報・外在的尺度かの視点、点検・情報開示が絶対評価か相対評価かという違いがある。また評価の結果として「期待される効果」としては、情報提供の対象として大学自身、政府、学生・家族・メディアがあり、また、評価の直接の機能として、大学の自己改革に使われることが期待されるが、一方では、資源配分に結びつくこともありうる。長期的な効果としては教育・研究の高度化・効率化ということがあろう。

〔3 具体的な検討の方向〕

大学評価機関による大学評価の形態として取り敢えず考えられる3つのオプションを示した。

一つは、「専門分野別の学部・研究科評価」という方向である。これは、具体的な方法としては、専門分野ごとに評価委員会を組織し、これを主体として教育・研究を評価するというものである。2つ目は、「大学情報データベース」の方向である。これは、大学評価の情報収集、整理、公開システムとしての側面に注目するものであり、現に各大学でいろいろな形で行われてきているが、こういったものを拡充・整理することで教育・研究の改善を図っていこうという

ものである。そして3つ目は、「テーマ別の大学審査」の方向である。これは何か特定のテーマを選んで、それについて、すべての大学を対象に評価を行うという、いわゆる課題解決型というべきものである。

〔むすび：今後の検討課題〕

国立大学を巡る情勢が緊迫している状況にあることを考えれば、国立大学の姿勢を社会にアピールしその支持を得るために、効果的でしかも早期に実行可能な大学評価の形態について、特に注意を払う必要がある。他方で、個々の大学でも、大学評価の理念と具体的なあり方を早急に検討し国立大学の総意を形成していくことが必要である。また、将来にわたっては、大学評価の活動に主体的に参加し、評価の結果を自己改革に有機的に繋げる体制を構築することが求められる。そして、そのことが大学評価機関

のあり方をも規定していくことになる。こうした意味で、各大学の検討と、本委員会の検討作業とを連携させつつ議論を進めていくことが必要である。

以上が「論点整理」の骨子であり、最後に附論としてOECD諸国などにおける大学評価の事例を示した。

以上のような説明に続いて、「大学評価機関についての論点整理」について審議が行われたのち、委員長から次のように諮られ、了承された。

基本的に「大学評価機関についての論点整理」についてご了承いただけたと思うので、これを早急に各大学長宛送付することにした。なお、細部の字句修正等の扱いについては委員長とW・G座長にお任せいただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

（第6回）国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成11年2月9日（火） 10：30～12：45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本、兵藤、中西、伊藤（公）、伊藤（才）各委員

中野専門委員

（髷ぎょうせい）鈴木出版課長、飯田出版部出版第一課主幹、黒沢編集部制作課主幹、高林制作課員

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より「髷ぎょうせい」の出席者の紹介があった。

〔議 事〕

1. 国立大学協会50年史の構成について

これについて、「髷ぎょうせい」の鈴木課長より、配付資料「国立大学協会50年史一発行計画（案）」「本文組体裁見本」に基づき詳細な説明が

あった。

これについて協議の結果、「国立大学協会50年史」は次のような構成とすることとなった。

扉

序（50年史の発行に当たって） 会長
挨拶（50周年に寄せて）

文部大臣、公大協・私大団連の会長

1. 目 次

2. 国立大学協会50年のあゆみ

3. トピックス (特別寄稿) 4本程度

4. 年表

5. 資料

- 1) 国立大学協会会則
- 2) 国立大学協会会員名簿 (大学名・加入時期・大学名変更の場合、旧名も記載)
- 3) 歴代会長・副会長名簿 (氏名・官職・任期)
- 4) 国立大学協会の組織図 (設立時と現行の組織図は最小限記載)
- 5) 委員会の変遷
- 6) 委員長名簿
- 7) 歴代事務局職員名簿 (氏名・官職・期間)
- 8) 意見・要望書等件名一覧 (時系列で掲載)
- 9) 調査報告書件名一覧 (時系列で掲載)
- 10) 国立大学協会歳入・歳出予算一覧

6. 編集後記

7. 準備委員会名簿

8. 奥付

その他、概ね次のような方針で対応することとなった。

- ① 最近は多様な形の記念史があるので、特別寄稿については、重要な時期にその当事者としてどのように関わったか、或いは公式にされていない事柄を、証言の記録として、許される限り執筆いただく。
- ② 各大学の国大協加入については年表に記載しない。
- ③ 国大協の組織図は、過去3回ほど大きな組織替えがあるので、事務局とも相談して、「齷ぎょうせい」に作成していただく。
- ④ 「委員会の変遷」と「委員長名簿」については、国大協の組織図との絡みで、最適

な表記の仕方を「齷ぎょうせい」で工夫いただき、見本を提案いただく。

- ⑤ 意見・要望書等で重要なものについては、ピックアップして全文掲載した方がよいかもしいない。

2. 「年表」について

これについて、「齷ぎょうせい」の飯田主幹より、配付資料「国立大学協会50年史—発行計画(案)」の〔年表登載基準〕に基づき、年史における年表・資料の考え方、登載の原則、記載事項、略称の扱いについての詳細な説明・提案と共に、配付資料「年表組体裁見本」に基づき、年表の組み方について決定いただきたい旨の提案があった。

これについて協議の結果、①年表は同時期のものは並列的に組むとする、②その場合、見開き頁で掲載すると空白が目立つので1頁に国大協の動きと一般事項の動きを入れる、③実質的に1行の字数を増やすため、元号(西暦)の記載は横組み1行としゴシックで表記する、④総会決定事項の記載に関しては、毎年同様な事項を決定しているものもあり、その意味では全てを記載する必要はないと考えるが、重要問題のため十分審議したが決定に至らないということもあり得るので、その辺は年表原稿の校閲の段階で判断する、こととなった。

次に、「齷ぎょうせい」の飯田主幹より、次のように諮られた。

「年表」及び「あゆみ」の原稿執筆作業に入るに際して、報告書や答申等の数字の表記を和数字でいくか、アラビア数字で統一するか、或いは原典尊重主義でいくか、準備委員会としてご決定いただきたい。

これについて協議の結果、原典尊重主義でい

くか、文字統一するか意見が別れ結論がでなかったが、年表の記事の末尾が体言止めの場合そのままとし、文章体で終了する場合はピリオド止め、また文中はコンマを使用することとなった。

続いて、「鬩ぎょうせい」の鈴木課長より、本日、年表作成のおおよその方向が出たので、本格的に「年表」作成の作業に入りたい旨、説明があった。

3. 「50年のあゆみ」の時期区分について

中野専門委員より、『学制百二十年史』『京都大学百年史』『新版日本現代史』等の文献を参考として作成した配付資料に基づき、時期区分について詳細な説明があった後、次のような提案があった。

昭和25年に国大協が突然、発足したわけではなく、色々と資料を当たってみると、戦前の帝国大学総長会議がその前身のようであるので、『国大協30年史』に記述はないが、今回、前史として取り上げたらと考え、提案する次第である。

中野専門委員の説明があった後、時期区分に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 「30年史」は1980年迄であるが、大学設置基準大綱化のあった1991年をもって、1980年代と1990年代に区分できるかと思う。
- 日本社会は第二次石油危機あたりで大きく変化したという議論もある。一般の人にとって近代化はテレビ・冷蔵庫・洗濯機で実感されたが、それは1970年代である。
- 1960年代～70年代にかけ大学進学率が上昇し、学生の量的拡大に伴う質的变化に敏感に対応できずに起こったのが大学紛争で、学生の異議申し立てであったと思う。高等教育の進学率の上昇が基本にある。

○ 余り変わったとは思わないが、大学紛争の影響は大きかったと思う。大学が何処で変化したかと言われると難しいが、大学設置基準の大綱化や大学審議会の設置は一つの区切りと考えられるのか。

○ 国大協自身の動きから時期区分を考えることは困難と思う。

○ 文部省の政策、或いはもう少し広い視点で見て、どう影響を受け、対応に迫られたという意味での区切りはあったのか。

○ それは一番難しい。

○ 大学紛争までを一つの区切りとすると、1960年代である。

○ 「国大協30年のあゆみ」の構成は、創設期、第1期、第2期と区分しているが、「50年のあゆみ」の時期区分に際し、適切な名前はないか考えたが思い浮かばなかった。創設期の後、1960年代に大管法があるが、当時は国大協路線という言い方があった。その頃は文部省との対立があったが、国大協が力量をつけていくという意味では充実期という言い方も可能かとも考える。

○ 教育史の方では、昭和35年に中教審の答申が出された。あれは区切りになるのか。

○ 制度的には高等専門学校を設置は、後期中等教育機関の中間管理者養成という目的であった。現在、高専は4年制大学との接続関係ができたが、設置当時は戦後の単線型の学校系統に、戦前の複線型の、要するに袋小路の学校体系を導入したという話はでるが、それが高等教育制度全体の構造をドラスティックに変えたという議論はない。その他、大きかったのは、62年頃の“期待される人間像（愛国心教育）”である。

○ 感覚的には“期待される人間像”は、ある

一つの区切りになるような気がする。

- 制度的には実現しなかったが、「四六答申」は色々なアイデアが出され、影響は大きかったと考える。そして現在に至って漸く実現したという面もある。
- 大学紛争の後、約10年を経て、国大協として注目を集めたのは共通一次の問題である。総会の課題を見ると、最近の20数年間は入試問題が大きな割合を占めている。
- 大学のみでなく、高等教育制度全体の中でも大きい。
- 大学管理法案が議論された時、国大協は大学運営協議会を設置し、活発に動いた。

概ね以上のような意見交換のあった後、中野専門委員に時期区分の案を作成いただきたい旨の要請があり、次いで、トピックス(特別寄稿)のテーマ・人選に関しての意見交換に移り、例えば①入試問題、②教員養成問題、③技官問題等がテーマになりうるのではないかとの意見が出された。

最後に、中野専門委員からの提案について協議した結果、「国大協50年のあゆみ」の中で、国大協が誕生するまでの経緯を「前史」として中野専門委員に原稿を執筆いただき掲載することとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第7回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成11年3月19日(金) 13:25~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本、兵藤、伊藤(公)各委員

中野専門委員

(鑑ぎょうせい) 鈴木出版課長、飯田出版部出版第一課主幹、黒沢編集部制作課主幹、高林制作課員

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より「鑑ぎょうせい」の出席者の紹介があった。

[議 事]

1. 国立大学協会50年史について

(1) 「50年のあゆみ」及び「年表」の組体裁について

委員長より、次のように述べられた。

前回国立大学協会50周年記念行事準備委員会(以下、準備委員会と略す)で決定に至らなかった「国大協50年のあゆみ」の組体裁について審議願いたい。

続いて、鈴木氏より配付資料「本文組体裁見本」に基づき、組み見本①、②の説明のあった後、これについて協議の結果、見本②(10ポイント組み、39字詰×32行)とすることに決定した。

引き続き、鈴木氏より前回準備委員会における決定を踏まえて作成した「年表組体裁見本」の説明があった後、これについて協議の結果、前回決定の通り、見本②とすることを最終確認した。

(2) 「国大協50年史」の構成について

委員長より次のように述べられ、了承された。前回準備委員会の決定に基づき、「鑑ぎょうせい

い」の方で配付資料の通り「50年史」の修正案を作成いただいた。前回の議論では文部大臣及び公大協・私大団連の会長より祝辞をいただくこととなっていたが、①上記3名の方より記念式典で祝辞をいただく予定で重複する、また②同種の記念史を調べるとそれぞれ代表者の挨拶を「序」として掲載しているが、関係団体の長より祝辞を貰い掲載している例はないので、取り止めることとしたのでご了承いただきたい。また、全体の構成は配付資料（下記）の通りでいきたいと考える。

表紙（題字）

扉

序（50年史の発行に当たって）

凡例

目次

I. 国立大学協会50年のあゆみ

II. 特別寄稿

III. 年表

IV. 資料

1) 会則

2) 国立大学協会会員名簿

3) 歴代会長・副会長名簿

4) 協会組織図

5) 委員会の変遷

6) 歴代委員長名簿

7) 歴代職員名簿（氏名・官職・任期）

8) 意見・要望書等件名一覧（時系列）

9) 調査報告書件名一覧（時系列）

10) 国立大学協会歳入・歳出予算の変遷
編集後記

準備委員会名簿

奥付

(3) 「国大協50年のあゆみ」の時期区分について
委員長より次のように述べられた。

本日、中野専門委員より「時期区分（案）」が提案されているので、ご説明いただきたい。

続いて、中野専門委員より配付資料に基づき、時期区分について詳細な説明があった。提案された時期区分案は下記の通りである。

前史：国立大学協会前史

占領軍文書にみる国大協の歴史

1950～1959 第1期 新制国立大学の成立と国大協

1960～1969 第2期 大学の管理運営と大学紛争

1970～1979 第3期 「第3の教育改革」と大学入試

1980～1989 第4期 国際化と大学審議会

1990～1999 第5期 大学改革と国大協

これについて協議の結果、①50年史は10年刻み・5期とし、それに前史をつける、②中野専門委員の案を参考にし「50年のあゆみ」の原稿執筆作業に入る、③各期の正式な題名は執筆原稿を見て決定する、こととなった。

(4) 「特別寄稿（トピックス）」について

委員長より次のように述べられた。

“特別寄稿（トピックス）”のテーマ及び執筆候補者について中野専門委員と伊藤（公）委員より提案いただいている。まず、兩人に説明いただいた上、協議したい。

続いて中野専門委員、伊藤（公）委員より、①当事者性・記録性を重視した、②対象は『国大協30年史』以降に絞った、③執筆者は会長・副会長・委員長の順とした等の説明があった後、それぞれ配付資料に基づき、詳しい説明があった。

以上の説明に関して、種々意見交換があった後、“特別寄稿（トピックス）”のテーマ及び執

筆候補者については、次のような基本方針 ①当事者性・記録性を重視、②『国大協30年史』以降の20年間を中心とする、③国大協の動きが絡むようなテーマを対象とする、④現に進行しつつある問題は執筆が困難のため国大協としての方向が凡そ定まったテーマに絞る、また⑤執筆者は国大協を構成したメンバーに執筆をお願いする)で臨むことが了承された後、委員長より本日の意見を踏まえ、次のような提案があり、了承された。

当面、“特別寄稿(トピックス)”のテーマとしては、①入試問題、②教養教育の問題、③国際交流の問題、④技術専門官の待遇改善の問題等を第2次候補として残すと共に、その他のテーマに関しては、私と中野専門委員と国大協事務局を中心に検討を進め、適宜、各委員に情報を流しご意見を伺いつつ詰めていきたい。また、中野専門委員の提案の中にあつた加藤一郎元会長の「大学紛争と私」と岡本道雄元副会長の「共通一次実施への道程」(ともに『国大協30年史』に掲載)、及び森亘元会長の「三角形の一辺と二辺く入試」(『国大協会報』に掲載)等の取り扱いに関して、ドキュメントとして貴重な文献・資料については、例えば「国大協50年のあゆみ」の中で一段落として掲載する等の措置を含めて考えていきたい。

また“特別寄稿(トピックス)”の原稿執筆枚数について協議した結果、テーマによって異なると思うが、最小限見開きで4頁程度の分量(原稿用紙400字詰×10枚)は欲しいとの結論となった。

(5) 国大協50年史執筆編集要項等について

黒沢氏より配付資料「国大協50年史執筆編集要項(案)」に基づき、執筆編集要項の説明があり、これについて協議した結果、「国大協50年史」

は、①「30年史」と同様に時計数字で区分、②「50年のあゆみ」は章・節・項建てとする、③外国人名はカタカナで記載(初出個所はフルネームを現綴りでも記載)する、④年号表記を基本とするが節を一つの固まりとして初出の年号記載個所は括弧内に西暦も併記する、また、⑤文章中の読点は「、」或いは「、」にするかは次回準備委員会に組み見本を提出いただき決定することとなったが、基本的には執筆編集要項に基づき作成することで了承された。

続いて、黒沢氏より前回準備委員会で掲載が決定した「国大協組織図」と「委員会の変遷」の組み見本に基づき説明があり、これについて協議した結果、次のような結論となった。

「国大協組織図」については、①創立時と平成12年の組織図は最低限必要、②その他大きな切れ目の時の組織図も入れる、③組織図の表示方法は事務局と相談し考える。

また「委員会の変遷図」については、①国大協50年史の時期区分と同様見開きで10年間を掲載する、②特別委員会は委員会名が所管事項を表すため、特に所管事項を記載する部分は必要ない。

(6) エンブレムについて

委員長より次のように述べられた。

国大協創立50周年記念式典の際のエンブレムの見本が完成したので、回覧する。また、昨日開催の理事会で、岡田理事(金沢大学長)より現理事会メンバーに対してエンブレムの寄贈があるのかとの話があつたので、本日お諮りする次第である。

これについて協議の結果、配付範囲の拡大は際限ない話となる可能性があるので、適切な基準について、国大協事務局と相談し決めることとなった。

2. 委員の交代について

委員長より、次のように述べられ、了承された。

中西鈞治・伊藤公紘両委員は、3月末をもって異動（退任）され、準備委員会委員を退任さ

れることとなった。今までのご尽力に対して厚くお礼申し上げます。また、後任委員については、伊藤（才）委員と相談し人選を進めることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成11年1月～4月

- | | | |
|----------|-------|---------------------------|
| 1月11日（月） | 18：00 | 大学評価に関する特別委員会ワーキンググループ |
| 19日（火） | 13：00 | 第1常置委員会 |
| 25日（月） | 13：30 | 大学評価に関する特別委員会ワーキンググループ |
| 27日（水） | 15：00 | 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会 |
| 2月4日（木） | 13：30 | 大学評価に関する特別委員会 |
| 5日（金） | 14：00 | 常務理事会 |
| 9日（火） | 10：30 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 |
| 3月17日（水） | 15：00 | 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会 |
| 18日（木） | 13：30 | 理事会 |
| 19日（金） | 13：30 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 |
| 30日（火） | 10：30 | 教員養成特別委員会専門委員会 |
| | 13：00 | 教員養成特別委員会 |
| 4月2日（金） | 13：00 | 大学評価に関する特別委員会 |
| 13日（火） | 10：30 | 第3常置委員会 |
| 14日（水） | 15：00 | 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会 |
| 21日（水） | 13：00 | 第5常置委員会・JUSSEP小委員会合同委員会 |
| | 15：00 | 医学教育特別委員会 |
| 23日（金） | 13：30 | 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会 |
| 26日（月） | 13：30 | 第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 |
| 28日（水） | 13：30 | 第4常置委員会作業委員会 |

予算・決算

平成10年度国立大学協会歳入歳出決算

平成11年6月10日 理事会

平成11年6月第104回総会

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
[歳入の部]	円 247,956,030	円 0	円 247,956,030	円 248,042,832	円 △ 86,802	
(1) 会 費	189,583,000	0	189,583,000	189,583,000	0	99大学会費
(2) 預 金 利 子	250,000	0	250,000	301,002	△ 51,002	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	50,000	0	50,000	85,800	△ 35,800	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越	58,073,030	0	58,073,030	58,073,030	0	
[歳出の部]	247,956,030	0	247,956,030	198,036,000	49,920,030	
1. 事業費	88,700,000	0	88,700,000	79,978,494	8,721,506	
(1) 総 会 費	6,700,000	0	6,700,000	6,336,647	363,353	総会・事務連絡会議の 会場費等
(2) 役 員 会 費	1,500,000	△ 316,202	1,183,798	539,380	644,418	理事会・常務理事会等 経費
(3) 委 員 会 費	2,000,000	316,202	2,316,202	2,316,202	0	各委員会等の会場費等
(4) 会 報 発 行 費	4,500,000	402,438	4,902,438	4,902,438	0	会報の印刷費・送料等
(5) 調 査 研 究 費	5,500,000	0	5,500,000	5,221,382	278,618	参考図書・資料印刷費等
(6) 会 議 旅 費	55,000,000	0	55,000,000	50,746,730	4,253,270	総会・理事会・委員会 等出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	1,000,000	△ 402,438	597,562	99,999	497,563	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	4,000,000	0	4,000,000	3,615,696	384,304	郵便切手・はがき・電 話料等
(9) 国 際 交 流 費	8,500,000	0	8,500,000	6,200,020	2,299,980	UMAP 関係外国旅費等
2. 事務費	96,400,000	2,600,021	99,000,021	98,057,506	942,515	
(1) 諸 給 与	75,000,000	2,600,021	77,600,021	77,600,021	0	職員の給料, 諸手当
(2) 備 品 費	500,000	0	500,000	428,470	71,530	事務用器具類
(3) 借 用 料	2,500,000	0	2,500,000	2,360,139	139,861	事務局土地建物借料
(4) 消 耗 品 費	800,000	0	800,000	765,254	34,746	用紙・事務用品等
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	3,000,000	0	3,000,000	2,658,120	341,880	職員の通勤費, 事務連 絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	3,000,000	0	3,000,000	2,842,124	157,876	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	6,600,000	0	6,600,000	6,403,378	196,622	社会保険事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	0	
3. 積立金	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	0	
4. 予備費	42,856,030	△ 2,600,021	40,256,009	0	40,256,009	
翌年度繰越額					50,006,832	

平成11年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

平成11年3月18日 理事会

平成11年6月第104回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
[歳 入 の 部]	千円 247,740	千円 247,956	千円 △ 216	
(1) 会 費	197,384	189,583	7,801	99大学会費
(2) 預 金 利 子	300	250	50	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	50	50	0	報告書頒布収入等
(4) 前 年 度 繰 越	50,006	58,073	△ 8,067	
[歳 出 の 部]	247,740	247,956	△ 216	
1. 事業費	97,200	88,700	8,500	
(1) 総 会 費	6,700	6,700	0	総会・事務連絡会議会場費等
(2) 役 員 会 費	1,500	1,500	0	理事会・常務理事会等経費
(3) 委 員 会 費	2,000	2,000	0	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	5,000	4,500	500	年4回発行印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	5,500	5,500	0	参考図書、資料印刷等
(6) 会 議 旅 費	55,000	55,000	0	総会・理事会・各委員会等出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	6,000	1,000	5,000	委員会報告書・広報資料等
(8) 通 信 費	4,000	4,000	0	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国 際 交 流 費	6,500	8,500	△ 2,000	外国旅費・UMAP日本国内委員会経費
(10) 50周年記念事業経費	5,000	0	5,000	50年史・記念メダル等
2. 事務費	98,800	96,400	2,400	
(1) 諸 給 与	78,000	75,000	3,000	職員の給料・諸手当
(2) 備 品 費	500	500	0	事務用機器類等
(3) 借 用 料	2,500	2,500	0	事務局建物借料
(4) 消 耗 品 費	800	800	0	封筒・用紙・文具類等
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	3,000	3,000	0	職員通勤費・事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	3,000	3,000	0	光熱水料・役務費その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	6,000	6,600	△ 600	職員加入社会保険事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	5,000	5,000	0	
3. 積立金	10,000	20,000	△10,000	
4. 予備費	41,740	42,856	△ 1,116	

そ の 他

(平成11年2月2日～平成11年6月14日)

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[交代日]
上越教育大学	大澤健郎	加藤章	平成11年4月1日
信州大学	森本尚武	小川秋實	平成11年6月11日
京都教育大学	井本伸廣	加茂直樹	平成11年4月1日
大阪外国語大学	赤木攻	池田修	平成11年3月1日
大阪教育大学	中谷彪	木下繁彌	平成11年6月10日
島根大学	吉川通彦	北川泉	平成11年4月6日
岡山大学	河野伊一郎	小坂二度見	平成11年6月14日
琉球大学	森田孟進	桂幸昭	平成11年6月1日

○ 委員の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	(発令日)
教員養成特別委員会	仲井豊 (愛知教育大学長)	加茂直樹 (京都教育大学長)	平成11年6月10日
第5常置委員会	塚越規弘 (名古屋大学教授)	石田真 (名古屋大学教授)	平成11年4月21日
JUSSEP小委員会	中野實 (千葉大学教授)	大川澄雄 (千葉大学教授)	平成11年6月3日
国立大学協会50周年 記念行事準備委員会	板橋一太 (東京大学事務局長)	中西鈞治 (東京大学事務局長)	平成11年6月4日
〃	渡邊隆 (東京工業大学事務局長)	伊藤公紘 (東京工業大学事務局長)	平成11年6月4日

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	(発令日)
第3常置委員会	岩元忠幸 (東京大学学生部長)	大内剛 (東京大学学生部長)	平成11年4月13日

第6常置委員会	板橋一太 (東京大学事務局長)	中西 鈞 治 (東京大学事務局長)	平成11年4月26日
特別会計制度協議会	板橋一太 (東京大学事務局長)	中西 鈞 治 (東京大学事務局長)	平成11年4月26日
教員養成特別委員会	八尾坂 修 (奈良教育大学教授)	山田 昇 (奈良女子大学教授)	平成11年6月1日

■特別委員会の解散

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

平成11年3月2日解散

編集後記

- * 本年5月7日、政府の“説明責任”を明確にし、行政文書の原則公開を義務づける「情報公開法」が成立し、2年後の平成13年に施行されることとなりました。法律の施行に伴いまして、各機関では具体的な行政文書ファイル管理簿の作成等が必要になってきますが、既にご承知の通り、当協会においては、第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会を中心として、入試と医療関係についてはそれぞれ第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会及び医学教育特別委員会と連携をとり、情報開示のガイドライン作成に向け鋭意努力しているところです。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、野村大分大学長にお願いして「この状況だからこそ、授業で」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有難うございました。厚く御礼申し上げます。（伊藤）
- 会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成11年6月8日 印刷
平成11年6月14日 発行（非売品）

会 報 第164号

（第49巻第2号 通巻第164号）

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033

東京都文京区本郷7丁目3番1号（東京大学構内）

電話 03（5841）7950・7951

03（3813）0647

FAX 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

国立大学協会の組織

創立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第5常置委員会JUSSEP小委員会
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会（略称 C.L.A）
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
 - 大学評価に関する特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
- 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）